

昭和三十五年法律第五号

道路交通法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）	第二章 歩行者等の通行方法（第十条—第十五条）
第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務 （第十五条の三—第十五条の六）	第三章 車両及び路面電車の交通方法 （第十六条の三—第二十一条）
第一節 通則（第十六条—第二十一条）	第二節 速度（第二十二条—第二十四条）
第二節 横断等（第二十五条・第二十五条の二）	第三節 横断等（第二十五条・第二十五条の二）
第四節 追越し等（第二十六条—第三十二条）	第四節 通則（第十六条—第二十一条）
第五節 踏切の通過（第三十三条）	第五節 運転者の義務（第七十五条の十・第七十五条の十一）
第六節 交差点における通行方法等（第三十一条—第三十七条の二）	第六章 特定自動運行の許可等（第七十五条の十二—第七十五条の二十九）
第七節 緊急自動車等（第三十九条—第四十条）	第七章 道路の使用等（第七十五条の三—第七十五条の九）
第八節 � 徐行及び一時停止（第四十二条—第四十三条）	第八章 高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例（第七十五条の四—第七十五条の九）
第九節 停車及び駐車（第四十四条—第五十条）	第九章 反則行為に関する処理手続の特例（第七十五条の十—第七十五条の九）
第十節 灯火及び合図（第五十二条—第五十条）	第一節 通則（第七十五条の二の三—第七十五条の三）
第十一節 乗車、積載及び牽引（第五十五条—第六十一条）	第二節 自動車の交通方法（第七十五条の四—第七十五条の九）
第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条—第六十三条の二の二）	第三節 運転者の義務（第七十五条の十—第七十五条の九）
第十三節 自転車の交通方法の特例（第六十三条の三—第六十三条の十一）	第四節 反則者に係る刑事事件等（第七十五条の十—第七十五条の九）
第四章 車両等の運転者及び使用者の義務（第七十三条—第七十六条）	第五節 雜則（第七十五条の十—第七十五条の九）
第一節 運転者の義務（第六十四条—第七十条）	第六節 免許（第七十五条の十—第七十五条の九）
第二節 使用者の義務（第七十四条—第七十条）	第七節 免許証等（第七十五条の十—第七十五条の九）
第六章の四 交通事故の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（第七十八条—第七十九条）	第八節 国際運転免許証及び外国運転免許証並びに国外運転免許証（第七十五条の十—第七十五条の九）
第五章 交通事務の場合の措置等（第七十二条—第七十三条）	第九節 免許関係事務の委託（第七十五条の十—第七十五条の九）
第六章 交通事故調査分析センター（第七百八条—第七百八十九条）	第十節 原動機付自転車（第七十五条の十—第七十五条の九）
第七章 雜則（第一百八条の三十三—第一百十四条）	第十一節 車体の大きさ及び構造（第七十五条の十—第七十五条の九）

第四章の二 高速自動車国道等における自動車

第九章 反則行為に関する処理手続の特例

第一節 通則（第七十五条の二の三—第七十五条の三）

第二節 告知及び通告（第七十五条の三—第七十五条の四）

第三節 反則金の納付及び仮納付（第七十五条の三—第七十五条の四）

第四節 反則者に係る刑事事件等（第七十五条の三—第七十五条の四）

第五節 雜則（第七十五条の三—第七十五条の四）

第六節 免許（第七十五条の三—第七十五条の九）

第七節 免許証等（第七十五条の三—第七十五条の九）

第八節 国際運転免許証及び外国運転免許証並びに国外運転免許証（第七十五条の三—第七十五条の九）

第九節 免許関係事務の委託（第七十五条の三—第七十五条の九）

第十節 原動機付自転車（第七十五条の三—第七十五条の九）

第十一節 車体の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第十二節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第十三節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第十四節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第十五節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第十六節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第十七節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第十八節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第十九節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第二十節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第二十一節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第二十二節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第二十三節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第二十四節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第二十五節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第二十六節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第二十七節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第二十八節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第二十九節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第三十節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第三十一節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第三十二節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第三十三節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第三十四節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第三十五節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第三十六節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第三十七節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第三十八節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第三十九節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第四十節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第四十一節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第四十二節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

第四十三節 車両の大きさ及び構造（第七十五条の三—第七十五条の九）

い側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

四 横断歩道 道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

五 交差点 十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分をいう。

六 安全地帯 路面電車に乗降する者若しくはその他の交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

七 車両通行帯 車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分をいう。

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車又は特定自動車を行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両及び移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。

十 原動機付自転車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて次に掲げるもののうち、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車（口に該当するものを除く。）

ロ 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもの

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、移動用小型車、身体障害者用の車及び歩行補助車

等以外のもの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）により通行させることができるもの）を除く。）をいう。

イ　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含み、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く。）

ロ　原動機を用いなかつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

十一の二　自転車　ペダル又はハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの（原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の三　移動用小型車　人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。

十一の四　身体障害者用の車　身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させができるものを除く。）をいう。

十一の五　遠隔操作型小型車　人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもの（車のうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして

内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

十二 トロリーバス架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。

十三 路面電車 レールにより運転する車をいう。

十四 信号機 電気により操作され、かつ、道路の交通に關し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。

十五 道路標識 道路の交通に關し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六 道路標示 道路の交通に關し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋸歯、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（原動機に加えてペダルその他人の力により走行させることができるもの他の装置を備えている自動車又は原動機付自転車につては当該装置を用いて走行させる場合を含み、特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。

十七の二 特定自動運行 道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五

分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。)、又は車両等が停止(特定自動運行中の停止を除く。)をし、かつ、当該車両等の運転をする者(以下「運転者」という。)がその車両等を離れて直ちに運転することができるない状態にあることをいう。

十九 停車 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

二十 徐行 車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

二十一 追越し 車両が他の車両等に追い付いた場合において、その進路を変えてその追い付いた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。

二十二 進行妨害 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることう。

二十三 交通公害 道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動のうち内閣府令・環境省令で定めるものによつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをい

2 された区画線は、この法律の規定の適用については、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、道路標示とみなす。

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、小児用の車又は歩行補助車等を通行させている者(遠隔操作型小型車があつては、遠隔操作により通行させている者を除く。)

二 次条の大型自動二輪車又は普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)を押して歩いている者

て、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。

（公安部員会の交通規制）

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安部員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他の交通安全と円滑を図り、又は交通事故その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安部員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

公安部員会は、環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下同じ。）以外の交通の頻繁な交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するよう努めなければならない。

4 信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

5 道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

（罰則） 第一項後段については第一百十九条第一項第一号、第二百二十一一条第一項第一号及び第二号（警察署長等への委任）

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等

第五節 踏切の通過

(踏切の通過) 原動機付自転車等を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

二 トンネル(車両通行帯の設けられた道路以外の道路の部分に限る。)

三 交差点(当該車両が第三十六条第二項に規定する優先道路における交差点を除く。)、踏切、横断歩道又は自転車横断帯及びこれらの手前の側端から前に三十メートル以内の部分

(罰則 第百十九条第一項第五号、同条第三項)

(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)

第三十一条 車両は、乗客の乗降のため停車中の路面電車に追いつけたときは、当該路面電車の乗客が乗降を終り、又は当該路面電車から降りた者で当該車両の前方において当該路面電車の左側を横断し、若しくは横断しようとしているものがいかなくなるまで、当該路面電車の後方で停止しなければならない。ただし、路面電車に乗降する者に乘降する者の安全を図るため設けられた安全地帯があるとき、又は当該路面電車に乗降する者がいない場合において当該路面電車の左側に当該路面電車から一・五メートル以上の間隔を保つことができるときは、徐行して当該路面電車の左側を通過することができる。

(罰則 第百十九条第一項第六号)

(乗合自動車の発進の保護) 第三十一条の二 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

(罰則 第百二十条第一項第二号)

第三十二条 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いつけたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切つてはならない。

(罰則 第百二十条第一項第二号)

より通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を徐行しなければならない。

一般原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかるらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿つて通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分(一方通行となつている道路にあっては、道路)に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路(以下この項において「多通行帯道路」という。)において右折するとき(交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。)は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に沿つて徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。

左折又は右折しようとする車両が、前各項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

(罰則 第百二十二条第一項第八号)

(交差点における他の車両等との関係等)

第三十六条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、次項の規定が適用されない場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

(罰則 第百二十二条第一項第二号)

一 車両である場合 その通行している道路と交差する道路(以下「交差道路」という。)を左方から進行してくる路面電車

二 路面電車である場合 交差道路を左方から

び右折につき一般原動機付自転車が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする一般原動機付自転車を除く。)は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に左折しなければならない。

特定小型原動機付自転車等は、右折するとき

は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。

自動車一般原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となつている道路において右折するときは、第二項の規定にかかるず、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通じなければならぬ。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

前条第六項の規定は、車両が前項の通行の区分に従うため進路を変更しようとして、車両等の進行妨害をしてはならない。しかし、その前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側(道路標識等に寄

手又は方向指示器による合図をした場合について準用する。

(罰則 第一項については第百二十条第一項第三号、同条第三項 第二項については第百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条 車両は、環状交差点において左折し、又は右折するときは、第三十四条第一項から第五項までの規定にかかるらず、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に沿つて、できる限り環状交差点の側端に沿つて(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

るその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二 旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に關係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）

(駐車を禁止する場所)

（駐車を禁止する場所）

第四十五条 車両は、道路標識等により駐車が禁
止されている道路の部分及び次に掲げるその他の
道路の部分においては、駐車してはならない。
（ただし、公安委員会の定めるところによりそ
の警察署長の許可を受けたときは、この限りでな
い。）

一 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車
の格納若しくは修理のため道路外に設けられ
た施設又は場所の道路に接する自動車用の出
入口から三メートル以内の部分

二 道路工事が行なわれている場合における当
該工事区域の側端から五メートル以内の部分

三 消防用機械器具の置場若しくは消防用防
火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入
口から五メートル以内の部分

四 消火栓、指定消防水利の標識が設けられて
いる位置又は消防用防火水槽の吸水口若しく
は吸管投入孔から五メートル以内の部分

五 火災報知機から一メートル以内の部分

2 車両は、第四十七条第二項又は第三項の規定
により駐車する場合に当該車両の右側の道路上
に三・五メートル（道路標識等により距離が指
定されているときは、その距離）以上の余地がな
いこととなる場所においては、駐車してはな
らない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で
運転者がその車両を離れないとき、若しくは運
転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事す
ることができる状態にあるとき、又は傷病者の
救護のためやむを得ないときは、この限りでな
い。

3 公安委員会が交通がひんぱんでないと認めて
指定した区域においては、前項本文の規定は
適用しない。

（罰則） 第一項及び第二項については第百十九条
の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百九十九
条第一項第一号、同条第三項）
（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特
例）

第四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する
者（以下この項及び次項において「高齢運転者等」
といふ）が運転する普通自動車（当該該
高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりそ
の者の住所地を管轄する公安委員会に届出をし
たものに限る）であつて、当該高齢運転者等
が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等
標章をその停車又は駐車をしている間前面の自

やすい箇所に掲示したもの（以下「高齢運転者等標章自動車」という。）は、第四十四条第一項の規定による事実及び注意を表す三千の道路

規定にかかるらず、停
ができる。

規定にかかるわらず、停車又は駐車の方法
第四十七条 車両は、人のために停車するときは端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようしなければならない。
車両は、車道の左側に、かつ、他の交通の妨害とならないようしなければならない。
車両は、車道の左側にかわらざるにより、当該路側帯表示する道路標示によつて、政令で定めるものを除き、場所において、停車し、前二項の規定にかわらざるにより、当該路側帯の妨害とならないよう駐車の方法が指定され定にかわらざず、当該は駐車しなければならぬるに、(罰則 第百十九条の二)、(罰則 第二項及び第三の二の四第一項第二号、四号)
(停車又は駐車の方法
第四十八条 車両は、道駐車の方法が指定され定にかわらざず、当該は駐車しなければならぬるに、(罰則 第百十九条の二)、(罰則 第二項及び第三の二の四第一項第二号、四号)
(時間制限駐車区間)
第四十九条 公安委員会が車両が引き続き駐車する時間が道路の区間(以下「う。」)について、当該る駐車の適正を確保する様を受けた時刻その他の内閣府令で定めるもの(以下同じ)又は内閣府令で定める様を受けた時刻その他の内閣府令で定めるもの(以下「バーキング。」)を設置し、及び示するものをいう。

車し、又は駐車すること

車し、又は駐車することの乗降又は貨物の積卸し、できる限り道路の左側、交通の妨害とならないよきは、道路の左側端に沿妨害とならないようにして端に接して路側帯（当該び駐車を禁止することをつて区画されたもの及び除く。）が設けられている。又は駐車するときは、らず、政令で定めるところに入り、かつ、他の交通にしなければならない。

は第百十九条の三第一項については第百十九条第一項第一号、同条第一項第一号、同条第三の特例

路標識等により停車又はいるときは、前条の規定等により指定され、方法によつて停車し、又しない。

の四第一項第一号、同条第一項第一号、同条第三の特例

は、時間を限つて同一の区間ににおけるため、パークィング・メーリング機能を有するものにはパークィング・チケット式の標章であつて、発給閣府令で定める事項を表す同じ。」を発給するた定める機能を有するもののチケット発給設備」とい管理するものとする。

ほか、公安委員会は、時て駐車しようとする車両

の運転者に対する情報の提供、時間制限駐車区間ににおいて駐車する車両の整理その他時間制限に関する事務並びに前項に規定する措置に関する事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間)

第四十九条の二 公安委員会は、時間制限駐車区間に、時間を限つて同一の高齢運転者等専用時間制限駐車区間ににおける車両に限り引き続き駐車することができる道路標識等の区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、前条第一項の道路標識等にその旨を表示するものとする。

(時間制限駐車区間ににおける駐車の方法等)

第四十九条の三 時間制限駐車区間ににおける車両の駐車(第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該旅客の運送の用に供する自動車の駐車を除く。次条において同じ。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかるわざず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2 車両(前条の規定により指定された道路の区間(次条において「高齢運転者等専用時間制限駐車区間」という。)にあつては、高齢運転者等標章自動車に限る。以下この条、第四十九条の六及び第百十九条の三第一項第二号において同じ。)は、時間制限駐車区間ににおいては、当該駐車につき第四十九条第一項のバーキング・メーターが車両を感知した時又は同項のバーキング・チケット発給設備によりバーキング・チケットの発給を受けた時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車してはならない。

3 車両は、時間制限駐車区間ににおいては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法でなければ、駐車してはならない。

4 車両の運転者は、時間制限駐車区間ににおいて車両を駐車したときは、政令で定めるところにより、第四十九条第一項のバーキング・メーターを直ちに作動させ、又は同項のバーキング・チケット発給設備によりバーキング・チケットの発給を直ちに受けて、これを当該車両が駐車する

している間（当該バー・キング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示される時間経過する時までの間に限る）、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(罰則) 第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項第三項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百九条の三第三項第一号、同条第三項第四項について(罰則) 第百十九条の三第一項第三号、同条第三項(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

第四十九条の四 高齢運転者等専用時間制限駐車区間ににおいては、高齢運転者等標章自動車以外の車両は、駐車をしてはならない。

(罰則) 第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間ににおける車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間ににおいて駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前二条(第四十九条の三第一項を除く。)の規定は、適用しない。この場合において、当該車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

(罰則) 後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項(時間制限駐車区間における停車の特例)

第四十九条の六 車両は、第四十九条の三第三項の道路標識等により車両が駐車することができるとする道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分においては、同項の規定にかかわらず、停車することができます。

(時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例)

「路上駐車場」という。)が設置されている場合においては、第四十九条の規定は適用しない。

2 「路上駐車場」という。が設置されている場合における当該路上駐車場に係る道路の部分については、第四十九条の規定は適用しない。

3 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、駐車場法第六条第一項に規定する路上駐車場管理者によりバーキング・メーターやバーキング・チケット発給設備が設置されているものについては、当該バーキング・メーターやバーキング・チケット発給設備とみなして、第四十九条の三の規定を適用する。

4 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、バーキング・メーター又はバーキング・チケット発給設備が設置されていないものについては、第四十九条の三から第四十九条の五までの規定は適用しない。(交差点等への進入禁止)

第五十条 交通整理の行なわれている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によつて区画された部点内に道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線をこえた部分。以下この項目において同じ)に入つた場合においては当該交差点内で停止することとなり、よつて交差点道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入つてはならない。

2 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によつて区画された部分に入つた場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入つてはならない。

(罰則 第百二十一条第一項第五号、同条第三項)

第九節の二 違法停車及び違法駐車に対する措置

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 車両(トロリーバスを除く。以下のこの条、次条及び第五十一条の四において同じ。)が第四十四条第一項、第四十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者に対し、当該車両の停車の方法を変更し、又は当該車両を当該停車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。

(罰則 第百十九条第一項第七号)
(違法駐車に対する措置)

(罰則) 第百十九条第一項第七号)
第五十一条 車両が第四十四条第一項、第四十五条
第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若
しくは第三項、第四十八条第四十九条の三第三
二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは
第四十九条の五後段の規定に違反して駐車して
いると認められるとき、又は第四十九条第一項
のパーキング・チケット発給設備を設置する時
間制限駐車区間ににおいて駐車している場合にお
いて当該車両に当該パーキング・チケット発給
設備により発給を受けたパーキング・チケット
が掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第三
四項の規定に違反していると認められるとき
(第五十一条の四第一項及び第七十五条の二十二
二第三項において「違法駐車」と認められる場
合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運
転者その他の当該車両の管理について責任があ
る者(以下この条において「運転者等」とい
う。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、
若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている
場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時
間制限駐車区間の当該車両が駐車している場
所から移動すべきことを命ずることができる。
2 車両の故障その他の理由により当該車両の運
転者等が直ちに前項の規定による命令に従う事
とが困難であると認められるときは、警察官等は、
道路における危険を防止し、その他交通の
安全と円滑を図るために必要な限度において、当
該車両の駐車の方法を変更し、又は当該車両を
移動することができる。
3 第一項の場合において、現場に当該車両の運
転者等がないために、当該運転者等に対しても
同項の規定による命令をすることができないと
きは、警察官等は、道路における交通の危険を
防止し、又は交通の円滑を図るために必要な限度
において、当該車両の駐車の方法の変更その他の
必要な措置をとり、又は当該車両が駐車してい
る場所からの距離が五十メートルを超えない道
路上の場所に当該車両を移動することができ
る。

責任がある者が取り除く場合は、この限りでない。

3 警察署長は、第一項の規定により車両に標章

を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ぜる。

5 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めたときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ぜる。

6 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めたときは、当該車両の使用者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を書面で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明を記載した書面（以下この項及び第九項において「弁明書」という。）及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

7 一 当該納付命令の原因となる事実
二 弁明書の提出先及び提出期限
8 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

9 放置違反金の額は、別表第一に定める金額の範囲内において、政令で定める。この場合においては、政令で定めるところにより、当該納付命令は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公書の提出期限までに、政令で定めるところにより、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができる。

10 納付命令は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。

11 同項の通知に係る納付命令があつたときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該規定により放置違反金の納付とみなす。

12 公安委員会は、第九項の規定による仮納付を行つた者について同項の通知に係る納付命令をして、理由を明示してその旨を書面で通知し、当該仮納付に係る金額を返還しなければならない。

13 い。公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第百二十八条第一項の規定による反則金の納付を命ずることができる。ただし、第一項の規定により当該車両に標章を取り付けられた日の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第百二十八条第一項の規定による反則金の納付を命ずることができる。

14 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この項及び第五十一条の七において「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金等を徴収することができるのである。この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

15 納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の収入とする。

16 公安委員会は、納付命令をした場合において、当該納付命令の原因となつた車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第百二十八条第一項の規定による反則金の納付をしたとき、又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該納付命令を取

り消さなければならない。

17 放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例によ

る。この場合においては、第百二十九条の三第二項（罰則 第二項については第百二十二条第一項第一項第一号）

18 第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令があつたときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該規定により放置違反金の納付とみなす。

19 い。

20 該放置違反金に相当する金額の仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令をしないこととしたときは、速やかに、その者に対して理由を明示してその旨を書面で通知し、当該仮納付に係る金額を返還しなければならない。

21 い。

22 い。

23 い。

24 い。

25 い。

26 い。

27 い。

28 い。

29 い。

30 い。

31 い。

32 い。

33 い。

34 い。

35 い。

36 い。

37 い。

38 い。

39 い。

40 い。

41 い。

42 い。

43 い。

44 い。

45 い。

46 い。

47 い。

48 い。

49 い。

50 い。

51 い。

52 い。

53 い。

54 い。

55 い。

56 い。

57 い。

58 い。

59 い。

60 い。

61 い。

62 い。

63 い。

64 い。

65 い。

66 い。

67 い。

68 い。

69 い。

70 い。

71 い。

72 い。

73 い。

74 い。

75 い。

76 い。

77 い。

78 い。

79 い。

80 い。

81 い。

82 い。

83 い。

84 い。

85 い。

86 い。

87 い。

88 い。

89 い。

90 い。

91 い。

92 い。

93 い。

94 い。

95 い。

96 い。

97 い。

98 い。

99 い。

100 い。

101 い。

102 い。

103 い。

104 い。

105 い。

106 い。

107 い。

108 い。

109 い。

110 い。

111 い。

112 い。

113 い。

114 い。

115 い。

116 い。

117 い。

118 い。

119 い。

120 い。

121 い。

122 い。

123 い。

124 い。

125 い。

126 い。

127 い。

128 い。

129 い。

130 い。

131 い。

132 い。

133 い。

134 い。

135 い。

136 い。

137 い。

138 い。

139 い。

140 い。

141 い。

142 い。

143 い。

144 い。

145 い。

146 い。

147 い。

148 い。

149 い。

150 い。

151 い。

152 い。

153 い。

154 い。

155 い。

156 い。

157 い。

158 い。

159 い。

160 い。

161 い。

162 い。

163 い。

164 い。

165 い。

166 い。

167 い。

168 い。

169 い。

170 い。

171 い。

172 い。

173 い。

174 い。

175 い。

176 い。

177 い。

178 い。

179 い。

180 い。

181 い。

182 い。

183 い。

184 い。

185 い。

186 い。

187 い。

188 い。

189 い。

190 い。

191 い。

192 い。

193 い。

194 い。

195 い。

196 い。

197 い。

198 い。

199 い。

200 い。

201 い。

202 い。

203 い。

204 い。

205 い。

206 い。

207 い。

208 い。

209 い。

210 い。

211 い。

212 い。

213 い。

214 い。

215 い。

216 い。

217 い。

218 い。

219 い。

220 い。

221 い。

222 い。

223 い。

224 い。

225 い。

226 い。

227 い。

228 い。

229 い。

230 い。

231 い。

232 い。

233 い。

234 い。

235 い。

236 い。

237 い。

238 い。

239 い。

240 い。

241 い。

242 い。

243 い。

244 い。

245 い。

246 い。

247 い。

248 い。

249 い。

250 い。

251 い。

2 車両の運転者は、環状交差点においては、前項の規定にかかわらず、当該環状交差点を出るとき、又は当該環状交差点において徐行し、停止し、若しくは後退するときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

3 前二項の合図を行う時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

4 車両の運転者は、第一項又は第二項に規定する行為を終わったときは、当該合図をやめなければならぬものとし、これらの規定に規定する合図に係る行為をしないのにかかわらず、当該合図をしてはならない。

(罰則) 第一項、第二項及び第四項については第一百二十条第一項第六号、同条第三項)

第五十四条 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、

次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

一 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまぎりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。

二 山地部の道路その他曲折が多い道路につい

て道路標識等により指定された区間における

左右の見とおしのきかない交差点、見とおし

のきかない道路のまぎりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

車両等の運転者は、法令の規定により警音器

を鳴らさなければならぬこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないとときは、

この限りでない。

(罰則) 第一項については第一百二十条第一項第六号、同条第三項、第二項については第一百十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ト、第一百二十一條第一項第九号)

第十一節 乗車、積載及び牽引（乗車又は積載の方法）

第五十五条 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もっぱら貨物を運搬する構造の自

動車（以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。）で貨物を積載しているものにあっては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

2 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

3 車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

(罰則) 第一項、第二項については第一百二十条第二項第一号、第一百二十三条第三項については第一百二十一條第一項第九号)

第五十六条 車両の運転者は、当該車両の出発地を管轄する警察署長（以下第五十八条までにおいて「出発地警察署長」という。）が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認め、積載の場所を指定して許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所で指定された場所に積載して車両を運転することができる。

2 貨物自動車の運転者は、出発地警察署長が道

路又は交通の状況により支障がないと認めて人

員を限つて許可をしたときは、前条第一項の規

定にかかわらず、当該許可に係る人員の範囲内

で当該貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動

車を運転することができる。

第五十七条 車両（軽車両を除く。以下この項目及び第五十八条の二から第五十八条の五までにおいて同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、もっぱら貨物を運搬する構造の自

由により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限を超える乗車をさせて運転するこ

とができる。

(罰則) 第一百十九条第一項第八号)

第五十八条の三 警察官は、過積載（車両に積載

をする積載物の重量が第五十七条第一項の制限

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要なと認めることは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、前二項の規定にかかわらず、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。

3 警察官は、前項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。この場合において、当該車両の運転者が前二項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。この場合において、当該車両の運転者が前二項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。

(罰則) 第一項については第一百八十八条第二項第一号、第一百十九条第二項第一号、第一百二十条第二項第一号、第一百二十三条规定する場合において、当該車両の運転者が前二項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。

2 警察官は、前項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。この場合において、当該車両の運転者が前二項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。

(罰則) 第二号、第一百二十三条规定する場合において、当該車両の運転者が前二項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。

3 警察官は、前項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。この場合において、当該車両の運転者が前二項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。

(罰則) 第二号、第一百二十三条规定する場合において、当該車両の運転者が前二項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。

2 警察官は、前項の規定により通行指示書の交付を受けた車両の運転者は、同項の規定による命令に係る運転に當つては、当該通行指示書を携帯して運転しなければならない。

3 前項の規定により通行指示書の交付を受けた車両の運転者は、同項の規定による命令に係る運転に當つては、当該通行指示書を携帯して運転しなければならない。

4 第二項の通行指示書の様式その他同項の通行指示書に関し必要な事項は、内閣府令で定めることができる。

第五十八条の四 前条第一項又は第二項の規定による命令がされた場合において、当該命令に係る車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車

両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会

は、当該車両の使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重

量を確認することを運転者に指導し又は助言す

ることとその他の車両に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができ

(過積載車両の運転の要求等の禁止)

第五十八条の五 第七十五条第一項に規定する使

用者等以外の者は、次に掲げる行為をしてはな

らない。

一 車両の運転者に対し、過積載をして車両を

運転することを要求すること。

二 車両の運転者に対し、当該車両への積載が

過積載となるとの情を知りながら、第五十七

条第一項の制限に係る重量を超える積載物を

当該車両に積載をさせるため売り渡し、又は

当該積載物を引き渡すこと。

3 警察署長は、前項の規定に違反する行為が行

われた場合において、当該行為をした者が反復

して同項の規定に違反する行為をするおそれが

あると認めるときは、内閣府令で定めるところ

により、当該行為をした者に対する同項の規定

に違反する行為をしてはならない旨を命ずること

ができる。

(罰則) 第二項については第百十八第二項第二

号、第一百二十三条)

第五十九条 自動車の運転者は、牽引するための構造及び装置を有する自動車によって牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。

(罰則) 第二項については第百十八第二項第二

号、第一百二十三条)

第六十条 公安委員会は、道路における危険を防

止し、その他交通の安全を図るために必要な措置があるときは、自動車以外の車両によつて

する牽引の制限について定めることができる。

(罰則) 第百二十一第二項第一号、第一百二十三

号(自動車の牽引制限)

第六十一条 警察官は、第五十八条の三第一項及

び第二項の規定による場合のほか、車両等の乗

車、積載又は牽引について危険を防止するため

特に必要があると認めるときは、当該車両等を

停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、危

険を防止するため必要な応急の措置をとること

を命ずることができる。

(罰則) 第百十九第二項第十号)

第六十二条 整備不良車両の運転の禁止等

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十三条 車両等の使用者その他車両等の装置

の整備について責任を有する者又は運転者は、

その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれ

に基づく命令の規定(同法の規定が適用されな

い自衛隊の使用する自動車については、自衛隊

法(昭和二十九年法律第六十五号) 第百十四

条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同

じ。)又は軌道法第十四条若しくはこれに基づ

く命令の規定に定めるところに適合しないため

交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼ

すおそれがある車両等(次条第一項及び第七十

一条の四の二第二項第一号において「整備不良

車両」という。)を運転させ、又は運転してはな

らならない。

(罰則) 第百十九第二項第二号、同条第三項、第一百二十

号(車両の検査等)

第六十三条の二 自動車の使用者その他自動

車の装置の整備について責任を有する者又は運

転者は、自動運行装置を備えている自動車で、

作動状態記録装置により道路運送車両法第四十

一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な

情報を正確に記録することができないものを運

転させ、又は運転してはならない。

警察官は、前項の措置をとつたときは、その

旨を当該措置をとつた場所を管轄する警察署長

に報告しなければならない。

(罰則) 第百二十一第二項第三号、第一百二十三

号(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の二の二 自動車の使用者その他自動

車の装置の整備について責任を有する者又は運

転者は、自動運行装置を備えている自動車で、

作動状態記録装置により道路運送車両法第四十

一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な

情報を正確に記録することができないものを運

転させ、又は運転してはならない。

警察署長は、前項の報告を受けたときは、当

該故障車両の使用の本拠の位置を管轄する地方

運輸局長に対し、内閣府令・国土交通省令で定

める事項を通知しなければならない。

(罰則) 第百十九第二項第三号、第一百二十三

号(自転車の通行区分)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府

令で定める基準に適合する自転車で、他の車

両を牽引していないもの(以下この節において

「普通自転車」という。)は、自転車道が設けら

れ第二項に規定する作動状態の確認に必要な情

報を記録するための装置をいう。第六十三条の

二の二において同じ。)により記録された記録

の提示を求め、並びに当該車両の装置について

検査をすることができる。この場合において、

警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により

認識することができる状態にするための措置が

必要であると認めるときは、当該車両を製作

し、又は輸入した者その他の関係者に対し、当

該措置を求めることができる。

前項の場合において、警察官は、当該車両の

運転者に対し、道路における危険を防止し、そ

の他交通の安全を図り、又は他人に及ぼす迷惑

を防止するため必要な応急の措置をとることを

命じ、また、応急の措置によつては必要な整備

をすることができないと認められる車両(以下

この条において「故障車両」という。)については、当該故障車両の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

前項の場合において、当該故障車両の整備不

良の程度及び道路又は交通の状況により支障が

ないと認めるときは、警察官は、前条の規定に

かわらず、当該故障車両を整備するため必要

な限度において、区間及び通行の経路を指定

し、その他道路における危険又は他人に及ぼす

迷惑を防止するため必要な条件を付して当該故

障車両を運転することを許可することができる。

この場合において、警察官は、許可証を交付

しなければならない。

4 警察官は、第二項の規定による措置をとつた

ときは、当該故障車両の運転者に対し、該故

障車両について整備を要する事項を記載した文

書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見や

すい箇所に標章を貼り付けなければならない。

警察官は、前項の措置をとつたときは、その

旨を当該措置をとつた場所を管轄する警察署長

に報告しなければならない。

(罰則) 第百二十一第二項第三号、第一百二十三

号(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の二の二 自動車の使用者その他自動

車の装置の整備について責任を有する者又は運

転者は、自動運行装置を備えている自動車で、

作動状態記録装置により道路運送車両法第四十

一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な

情報を正確に記録することができないものを運

転させ、又は運転してはならない。

警察署長は、前項の報告を受けたときは、当

該故障車両の使用の本拠の位置を管轄する地方

運輸局長に対し、内閣府令・国土交通省令で定

める事項を通知しなければならない。

(罰則) 第百十九第二項第三号、第一百二十三

号(自転車の交通方法の特例)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府

令で定める基準に適合する自転車で、他の車

両を牽引していないもの(以下この節において

「普通自転車」という。)は、自転車道が設けら

れていなければならない。

政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り

扱うことはならない。

二 第三項の許可証の様式その他の第二項ただし書

の許可の手続について必要な事項は、内閣府令

で定める。

(罰則) 第一項及び第二項については第百二十一条

(自動車以外の車両の牽引制限)

第六十条 公安委員会は、道路における危険を防

止し、その他交通の安全を図るために必要な措

と認めるときは、自動車以外の車両によつて

する牽引の制限について定めることができる。

(罰則) 第百二十一第二項第一号、第一百二十三

号(自動車の牽引制限)

第六十一条 公安委員会は、道路における危険を防

止し、その他交通の安全を図るために必要な措

と認めるときは、自動車以外の車両によつて

する牽引の制限について定めることができる。

(罰則) 第百二十一第二項第一号、第一百二十三

号(運行記録計による記録等)

第六十三条の二 自動車の使用者その他自動

車の装置の整備について責任を有する者又は運

転者は、自動運行装置を備えている自動車で、

作動状態記録装置により道路運送車両法第四十

一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な

情報を正確に記録することができないものを運

転させ、又は運転してはならない。

警察署長は、前項の報告を受けたときは、当

該故障車両の使用の本拠の位置を管轄する地方

運輸局長に対し、内閣府令・国土交通省令で定

める事項を通知しなければならない。

(罰則) 第百十九第二項第三号、第一百二十三

号(自転車の通行区分)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府

令で定める基準に適合する自転車で、他の車

両を牽引していないもの(以下この節において

「普通自転車」という。)は、自転車道が設けら

れない。

前項の規定により許可証の交付を受けた自動

車の運転者は、当該許可に係る牽引中、当該許

可証を携帯しないなければならない。

4 前項の規定により許可証の交付を受けた自動

車の運転者は、当該許可に係る牽引中、当該許

可証を携帯しないなければならない。

5 第三項に規定する作動状態の確認に必要な情

報を記録するための装置をいう。第六十三条の

二の二において同じ。)により記録された記録

の提示を求め、並びに当該車両の装置について

検査をすることができる。この場合において、

警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により

認識することができる状態にするための措置が

必要であると認めるときは、当該車両を製作

し、又は輸入した者その他の関係者に対し、当

該措置を求めることができる。

により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

(罰則) 第百十七条の二 第一項第三号、第一百七十七条の二の二第一項第七号)

(過労運転に係る車両の使用者に対する指示)
第六十六条の二 車両の運転者が前条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為(以下この条において同じ。)の業務に関してした場合において、「過労運及び第七十五条の二第一項において「過労運転」という。)を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)の業務に関する場合において、当該過労運転に係る車両の使用者が当該車両につき過労運転を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 第二十二条の二第二項の規定は、前項の規定による指示について準用する。

(危険防止の措置)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までの規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七十三条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

(罰則) 第百十七三条の三)
(安全運転の義務)

第六十八条 二人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において二台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしてはならない。

(罰則) 第百十七三条の二)
(共同危険行為等の禁止)

第六十九条 削除

(安全運転の義務)

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(罰則) 第百十七三条の二第一項第四号、第一百七十七条第五項から第七項(第二号を除く。)までを除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七十三条の二の国際運転免許証(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

3 転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

4 前三项の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十四条の二第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の五第四項から第七項(第二号を除く。)までの規定に違反して車両等を運転するおそれがあると認められるときは、その者の呼気の検査をすることができる。

5 警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するた

め必要な応急の措置をとることができる。

(罰則) 第一項については第百十九条第一項第十

三号 第三項については第百十八条の二)

(共同危険行為等の禁止)

第六十八条 二人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において二台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進せる場合において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしてはならない。

(罰則) 第百十七三条の二)

二の二 前号に掲げるもののほか、高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようすること。

二の三 児童、幼児等の乗降のため、政令で定めるところにより停車している通学通園バス(専ら小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等)

を運送するため使用する自動車で政令で定めるものをいう。の側方を通過するときは、徐行して安全を確認すること。

三 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

四 乗降口のドアを開き、貨物の積載を確実に行う等当該車両等に乗車している者の転落又は積載している物の転落若しくは飛散を防ぐため必要な措置を講ずること。

四の二 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。

四の三 安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両等から降りないようにし、及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講ずること。

五 車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。

五の二 自動車又は原動機付自転車を離れるとき、その車両の装置に応じ、その車両が他人に無断で運転されることがないようにするため必要な措置を講ずること。

五の三 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるよ

うな方法で、自動車若しくは原動機付自転車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車若しくは原動機付自

転車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させないこと。

五の四 自動車を運転する場合において、第七

八十七条の五第一項から第四項まで若しくは第七

七十二条の六第一項から第三項までに規定す

る者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車(第七十二条の

五第一項、第七十二条の六第一項若しくは第八

八十七条第三項に規定する標識を付けた準中

型自動車又は第七十二条の五第二項から第四

項まで、第七十二条の六第二項若しくは第三

項若しくは第八十七条第三項に規定する標識

を付けた普通自動車をいう。以下この号にお

いて同じ。)を運転しているときは、危険防

止のためやむを得ない場合を除き、進行して

いる当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又

は当該自動車が進路を変更した場合にその変

更した後の進路と同一の進路を後方から進行

してくる表示自動車が当該自動車との間に第

二十六条に規定する必要な距離を保つことが

できることとなるときは進路を変更しないこと。

五の五 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれを行なうことができないものに限る。第一百八十八条第一項第四号において「無線通話装置」という。)を通話(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行なうものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八十八条第一項第四号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通

の状況により、公安委員会が道路における危

険を防止し、その他交通の安全を図るため必

要と認めて定めた事項
(罰則) 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第二百二十二条第一項第十号、第二号、第二号の三及び第三号についても五百九十五条第一項第十五号、第五号の五については第二百一十七条の四第一項第一号、第二百一十八条第一項第四号)
(自動車等の運転者の遵守事項)
第七十一条の二 自動車又は原動機付自転車(こ)

せるため座席に固定して用いる補助装置であつて、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、児童の発育の程度に応じた形狀を有するものをいう。(以下この項において同じ。)を使用しない児童を乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため幼児用補助装置を使用させることが療養上適當でない児童を乗車させるとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらなければ大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車を

6 い。 動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転してはならなか
第八十四条第三項の大型自動二輪車免許を受
けた者で、当該大型自動二輪車免許を受けてい
た期間（当該免許の効力が停止されていた期間
を除く。）が通算して一年に達しないもの（同
項の普通自動二輪車免許を現に受けており、か
つ、当該普通自動二輪車免許を受けていた期間
(当該免許の効力が停止されていた期間を除く
。)が通算して一年以上である者その他の者で
政令で定めるものを除く。)は、運転者以外の
者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二
輪車を運転してはならない。

(罰則) 第一項については第百十九条第一項第十
六号、同条第三項の当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあること。

(罰則 第百二十条第一項第十号)
車又は原動機付自転車、(当該消音器を切斷したものその他の消音器の機能に著しい支障を及ぼす改造等で内閣府令で定めるものを加えた当該消音器を備えている自動車又は原動機付自転車を含む)を運転してはならない。

2
運転し、又は乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗車させて大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車を運転してはならない。

一般原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで一般原動機付自転車を運転してはならない。

車道車免許を受けた者（同項の大型自動二輪車免許を受けた者（同項の大型自動二輪車免許を現に受けている者を除く））で、当該普通自動二輪車免許を受けた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に普

中型自重車免許を受けた日以前に当該普通自動車免許を受けている期間（該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上ある者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより準中型自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで準中型自動車を運転してはならない。

(普通自動車等の運転者の遵守事項)
第七十一条の三 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この条において同種の用語は、省略する。）の運転者は、前各運送車両法第三章及び

4 第一十四条第三項の大形自動二輪車免許を受
3 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならぬい。

普通自動二輪車免許を受けていたことがある者その他の者で政令で定めるものを除く。)は、運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転してはならない。

2 第八十四条第三項の準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で、当該準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けていた期間（当

2 しの運転者、近道通達直前法第三章乃至これに基づく命令の規定により当該自動車に備えなければならないこととされている座席ベルト（以下「座席ベルト」という。）を装着しないで自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため座席ベルトを装着することが療養上適当でない者が自動車を運転するとき、緊急自動車の運転者が当該緊急自動車を運転するとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない

第一回第三章の大型自動二輪車免許を受けた者で、二十歳に満たないもの又は当該大型自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないもの（同項の普通自動二輪車免許を現に受けしており、かつ、当該普通自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上である者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて大

第一項及び第二項の乗車用ヘルメットの基準
は、内閣府令で定める。

該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年に達しないもの(当該免許を受けた日前六月以内に準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けていたことがある者、現に受けている準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許(第八十五条第二項の規定により一の種類の運転免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等(以下「免許自動車等」という。)を運転することができる他の種類の運転免許)を已す(第一回の登録の直前の運転免許)

者を運転者席以外の乗車装置（当該乗車装置につき座席ベルトを備えなければならないこととされていてるものに限る。以下この項において同

型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この条において同じ。）又は普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この条において同

2 らない。

類の運動免許（第八十四条第二項の仮運動免許を除く。）をいう。第一百条の二第一項第一号及び第三号において同じ。）を受けた者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、内閣府令

じ。)に乗車させ、自動車を運転してはならない。ただし、幼児(適切に座席ベルトを装着させることで足りる座高を有するものを除く。以下この条において同じ。)を当該乗車装置に乗車さ

5 じ) を運転してはならない。

する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該運転者については、第七十二条第五号の五の規定は、適用しない。

で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

せるとき、疾病のため座席ベルトを装着させることが療養上適当でない者を当該乗車装置に乗車させるととき、その也政令で定めるやむを得ない

又は当該普通自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないもの（当該免許

一 当該自動運行装置に係る使用条件を満たしてゐること。

3 第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができる免許（以下「普通

3 重い車両の運転が必ずしも運行の仕事であることは、この限りではない。自動車の運転者は、幼児用補助装置（幼児を乗車させる際座席ベルトに代わる機能を果たさ

（アーティクル）二名の車の運転免許を受けていた日前六月以内に普通自動二輪車免許を受けたことがある者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、高速自動車国道及び自

三、当該運転者が、前二号のいずれかに該当しなくなつた場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、当該自動運行装置以外を

自動車対応免許」という。)を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定

第一項において同じ。)で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

前項の交通安全教育は、第一百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従つて行わなければならぬ。

自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めることにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないとされたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができる。

自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えるとともに、同項の業務を行つた場合に係る自動車を整備しなければならない。

公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第一百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

(罰則 第一項、第四項、第六項及び第八項については第一百九条の二、第二百二十三条规定第五項については第二百二十九条第二項第三号、第二百二十三条规定第五項及び第二百二十九条第二項第五号に規定する者を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二条の条、(自動車の使用者の義務等)第七十五条自動車(重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二条の条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二条の条、

項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」といふ。)は、その者の業務に関し自動車を使用する者がその者の業務に関する交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあることを命じ、又は自動車の運転者がこれら行為をすることを容認してはならない。

第一八四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者(第七七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許証で自動車を運転することができる者を含む。以下この項において同じ。)でなければ運転することができないこととされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者(第九条第五项、第二百三條第一項若しくは第四項、第二百三条の二第一項、第二百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第二百三条第二項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。)が運転すること。

第二十二条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

第三第六十五条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

四 第六十六条の規定に違反して自動車を運転すること。

五 第八十五条第五項の規定に違反して大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第六項の規定に違反して中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して準中型自動車若しくは普通自動車を運転し、同条第八項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第九項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第十項の規定に違反して普通自動車を運転すること。

六 第五十七条第一項の規定に違反して積載をして自動車を運転すること。

七 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二项、第四十七条第二項若しくは第三项、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合の規定により自動車を車している場合におけるものに限る。)

二 第二十二条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

三 第六十五条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

四 第六十六条の規定に違反して自動車を運転すること。

五 第八十五条第五項の規定に違反して大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第六項の規定に違反して中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して準中型自動車若しくは普通自動車を運転し、同条第八項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第九項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第十項の規定に違反して普通自動車を運転すること。

六 第五十七条第一項の規定に違反して積載をして自動車を運転すること。

七 第四項の聽聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

八 第四項の聽聞の主宰者は、必要があると認めるとときは、道路交通に関する事項に関する専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。

九 公安委員会は、第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に對し、運転し、又は運転させてはならないこととされる自動車の番号標の番号その他の内閣府令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

前項の規定により標章をはり付けられた自動車について、当該自動車の使用者から当該自動

車を買ひ受けた者その他当該自動車の使用について権原を有する第三者は、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に對し、当該標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、当該標章を取すことと命じ、又は自動車の運転者がこれら行為をすることがあります認めしてはならない。

第一八四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者(第七七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許証で自動車を運転することができる者を含む。以下この項において同じ。)でなければ運転することができないこととされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者(第九条第五项、第二百三條第一項若しくは第四項、第二百三条の二第一項、第二百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第二百三条第二項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。)が運転すること。

二 第二十二条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

三 第六十五条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

四 第六十六条の規定に違反して自動車を運転すること。

五 第八十五条第五項の規定に違反して大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第六項の規定に違反して中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して準中型自動車若しくは普通自動車を運転し、同条第八項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第九項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第十項の規定に違反して普通自動車を運転すること。

六 第五十七条第一項の規定に違反して積載をして自動車を運転すること。

七 第四項の聽聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

八 第四項の聽聞の主宰者は、必要があると認めるとときは、道路交通に関する事項に関する専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。

九 公安委員会は、第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に對し、運転し、又は運転させてはならないこととされる自動車の番号標の番号その他の内閣府令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

前項の規定により標章をはり付けられた自動車について、当該自動車の使用者から当該自動

2	第六十六条の二第二項の規定による指示
3	第一項の規定による指示
4	第二十二条第一項の規定による指示

5	第六十六条の二第二項の規定による指示
6	第六十六条の二第二項の規定による指示
7	第六十六条の二第二項の規定による指示
8	第六十六条の二第二項の規定による指示
9	第六十六条の二第二項の規定による指示

10	第六十六条の二第二項の規定による指示
11	第一項の規定による指示
12	第二十二条第一項の規定による指示
13	第六十六条の二第二項の規定による指示
14	第六十六条の二第二項の規定による指示

納付命令をした場合において、当該使用者が当該標章が取り付けられた前日六月以内に当該車両が原因となつた納付命令（同条第十六項の規定により取り消されたものを除く。）を受けたことがあり、かつ、当該使用者が当該車両を使用することについて著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

3 前条第三項から第十一項までの規定は、前二項の規定による命令について準用する。

（罰則）第一項及び第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条 第三項については第一百二十二条第一項第十号）

（報告又は資料の提出）

第七十五条の二の二 公安委員会は、安全運転管理者が選任されている自動車の使用の本拠について、自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るために必要があると認めるとときは、当該安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は当該安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態に關しての自動車の適正な使用的の推進を図るために必要があると認めるときは、自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（通則） 第一節 通則

第七十五条の二の三 高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前各章に定めるものほか、この章の定めによるところによる。

（危険防止等の措置） 第七十五条の三 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）において交通の危険が生じ、又は交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止し、その他交通の

安全と円滑を図るためにむを得ないと認めると

きは、必要な限度において、その現場に進行してくる自動車の通行を禁止し、若しくは制限し、又はその現場にある自動車の運転者に対して、第十七条第一項及び道路法第四十七条第四項の規定に基づく政令の規定にかかわらず路肩又は路側帯を通行すべきことを命じ、若しくは第八条第一項、第三章第一節、同章第六節若しくはこの章に規定する自動車の通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができ

る。（報告又は資料の提出）

（罰則） 第百十九条第一項第十八号）

第二節 自動車の交通方法

（最低速度）

第七十五条の四 自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他

の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で進行してはならない。（罰則） 第百十七条の二第一項第四号、第一百二十二条第一項第八号り、第一百二十二条第一項第十二号）

（横断等の禁止）

第七十五条の五 自動車は、本線車道においては、横断し、転回し、又は後退してはならない。

（罰則） 第百十九条第一項第六号）

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六 自動車（緊急自動車を除く。）は、本線車道に入ろうとする場合（本線車道か他の本線車道に入ろうとする場合にあつては、道路標識等により指定された本線車道に入ろうとする場合に限る。）において、当該本線車道を通行する自動車が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。この場合において、第五十一条第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所」とある。

（罰則） 第百二十一条第一項第八号）

（停車及び駐車の禁止）

第七十五条の八 自動車（これにより牽引されるための構造及び装置を有する車両を含む。以下この条において同じ。）は、高速自動車国道等においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。（罰則） 第百二十二条第一項第四号、第一百二十二条第一項第十二号）

（横断等の禁止）

第七十五条の九

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の十

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の十一

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の十二

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の十三

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の十四

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の十五

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の十六

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の十七

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の十八

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の十九

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の二十

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の二十一

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の二十二

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の二十三

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の二十四

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の二十五

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の二十六

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の二十七

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の二十八

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の二十九

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の三十

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の三十一

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の三十二

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の三十三

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の三十四

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の三十五

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の三十六

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の三十七

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の三十八

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の三十九

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の四十

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の四十一

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の四十二

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の四十三

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の四十四

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の四十五

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の四十六

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の四十七

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の四十八

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の四十九

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の五十

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の五十一

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の五十二

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の五十三

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の五十四

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の五十五

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の五十六

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の五十七

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の五十八

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の五十九

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六十

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六十一

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六十二

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六十三

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六十四

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六十五

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六十六

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六十七

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六十八

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六十九

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の七十

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の七十一

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の七十二

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の七十三

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の七十四

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の七十五

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の七十六

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の七十七

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の七十八

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の七十九

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の八十

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の八十一

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の八十二

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の八十三

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の八十四

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の八十五

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の八十六

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の八十七

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の八十八

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の八十九

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の九〇

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の九一

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の九二

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の九三

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

（本線車道の出入りの方法）

(罰則 第二項から第四項までについては第二百二十二条第一項第三号、同条第三項)
(緊急自動車等の特例)

項の内閣府令で定める専ら交通の取締りに従事する自動車については、第七十五条の五、第七十五条の七及び前条の規定は、適用しない。

2 政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車については、第七十五条の四、第七十五条の五及び前条の規定は、適用しない。

第三節 運転者の義務
(自動車の運転者の遵守事項)

第七十五条の十 自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原动机のオイルの量又は貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合は、高速自動車国道等において燃料、冷却水若しくは原动机のオイルの量の不足のため当該自動車を運転することができなくなること又は積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第十九号、同条第三項)
(故障等の場合の措置)

第七十五条の十一 自動車の運転者は、故障その他により本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線(以下「本線車道等」という)又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において当該自動車を運転することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。

2 自動車の運転者は、故障その他の理由により本線車道等において運転することができなくなつたときは、速やかに当該自動車を本線車道等以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第十三号)
(特定自動運行の許可)

第七十五条の十二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならぬ。

2 前項の規定による現場措置業務実施者の指定期の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

二 次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画(以下「特定自動運行計画」といふ。)

イ 特定自動運行に使用する自動車(以下「特定自動運行用自動車」という。)の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項

ロ 特定自動運行に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項

ハ 特定自動運行に係る運送される人又は物

(1) (1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(2) 特定自動運行を行なう日及び時間帯

(3) 特定自動運行により運送される人又は物

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ハ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先

二 この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者(第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。次条第一項第三号において同じ。)又は特定自動運行業務従事者(第七十五条の十九第一項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。)が実施しなければならない措置に関する事項

(1) 第七十五条の十九第一項に規定する教育の具体的な内容及びその実施方法

(2) 第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法

四 特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。)が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

五 特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。

2 公安委員会は、前条第一項の許可を受けた者は、特定自動運行実施者は、第一項ただし書に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、

(5) 第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

十 二 前項第五号に掲げる事項、前条第二項第二号(1)に規定する経路をその区域に含む市町村(特別区を含む。)の長

十一 前項第一号及び第二号に掲げる事項、国土交通大臣等

十二 第七十五条の二十四 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

十三 前項の申請書には、特定自動運行用自動車の手順

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

十四 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

十五 前項の申請書には、特定自動運行の許可基準等

十六 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

十七 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

十八 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

十九 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

二十 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

二十一 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聽かなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項、国土交通大臣等

二 前項第五号に掲げる事項、前条第二項第二号(1)に規定する経路をその区域に含む市町村(特別区を含む。)の長

三 前項の許可を受けようとする者は、特定自動運行用自動車の手順

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

四 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

五 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

六 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

七 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

八 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

九 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

十 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

十一 前項についてでは第二百一十七条の二第二項八条第二項に規定する自動車検査証記録事項を記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三條)

その旨を公安委員会に届け出なければならない。

4 特定自動運行実施者は、第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、公安委員会に届け出なければならない。

(罰則) 第一項については第百七十七条の二第二項第四号及び第五号、第一百二十三条第三項及び第四項については第百十九条の二の三第二号、第一百二十三条(公示)

第七十五条の十七 公安委員会は、第七十五条の十二第一項又は前条第一項の許可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(特定自動運行計画等の遵守)

第七十五条の十八 特定自動運行は、第七十五条の十二第一項の許可を受けた特定自動運行計画(第七十五条の十六第一項又は第三項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第七十五条の二十七第一項第二号において同じ。)及び第七十五条の十五第一項(第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により変更され、又は新たに付された条件を含む。)

(罰則) 第百十七条の四第二項、第一百二十三条(特定自動運行を行う前の措置)

第七十五条の十九 特定自動運行実施者は、次項の規定により指定した特定自動運行主任者、第三項の規定により指定した現場措置業務実施者

第七十五条の二十 特定自動運行のために使用する者(以下「特定自動運行業務従事者」という。)に対し、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、内閣府令で定めるところにより教育を行わなければならない。

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二並びに第七十五条の二十三第一項及び第三

項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく命令の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講じさせるため、当該措置を講ずるために必要な適性について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、特定

自動運行主任者を指定しなければならない。

3 特定自動運行実施者は、次条第一項第一号に規定する措置を講じて特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十三第一項及び第二項の規定による措置を講じさせて、現場措置業務実施者を指定しなければならない。

(特定自動運行中の遵守事項)

第七十五条の二十一 特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができる装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

二 第七十五条の二十三第三項の規定による措置その他の措置を講じさせるため、特定自動運行主任者を当該特定自動運行用自動車に乗車させる措置

三 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令

四 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第六条第三項の規定による警察官の禁止又は制限

五 第六条第四項の規定による警察官の禁止又は官の禁止、制限又は命令

六 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

七 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

八 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

九 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

十 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

十一 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講すべき事由の有無を確認しなければならない。

(特定自動運行が終了した場合の措置)

第七十五条の二十二 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車又は当該特定自動運行主任者に対する措置を講じさせた場合は、直ちに、当該特定自動運行用自動車又は命令が行わっているときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車を当該措置又は命令に従つて通行させるため必要な措置を講じなければならない。

一 第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示

二 第六条第一項の規定による警察官等の交通整理

三 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令

四 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第六条第三項の規定による警察官の禁止又は制限

五 第六条第四項の規定による警察官の禁止又は官の禁止、制限又は命令

六 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

七 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

八 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

九 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

十 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

十一 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

十二 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

十三 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

十四 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

十五 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

十六 第七十五条の二十四の規定により読み替え適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止又は制限

て同じ。)において特定自動運行用自動車(第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。)に係る交通事故があつたときは、同号の規定により配置された特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置及び現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせるとが明らかな場合には、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置を講じなければならない。この場合において、自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。第三項及び第四項において同じ。)の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。第三項及び第四項において同じ。)に係る交通事故発生日時等を報告しなければならない。

2 前項に規定する交通事故の現場に到着した現場措置業務実施者は、当該交通事故の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 特定自動運行において特定自動運行用自動車(第七十五条の二十第一項第二号に規定する措置が講じられたものに限る。)に係る交通事故があつたときは、当該交通事故に係る特定自動運行用自動車に同号の規定により乗車させられた特定自動運行主任者その他の乗務員(第五項において「特定自動運行主任者等」という。)は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者(特定自動運行主任者等)といふ)は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者が死亡し、又は負傷したためやむを得ない場合は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

4 前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認められたときは、当該報告をした特定自動運行主任者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ぜることができる。

(特定自動運行における交通事故があつた場合の措置)

第七十五条の二十三 特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三項及び第六項並びに第一百七十七条第三項において

を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な指示をすることができる。

第七十 五条の 二項		第一 十一 第一 二項	第七十 五条の 二項	他 の 理 由
（報告及び検査等）	運転者は、 故障その 他の理由 により	運転者は、 故障その 他の理由 により	運転者は、 故障その 他の理由 により	特定自動運行主任者は、 特定自動運行主任者は、 特定自動運行主任者は、
公安委員会は、この章の規 第七十五条の二十五	運転する ことがで きなくな った ない	特定自動運行が終了し た場合において、当該 自動車を運転し、又は 運転させることができ	特定自動運行が終了し た場合において、当該 自動車を運転し、又は 運転させることができ	特定自動運行主任者は、 特定自動運行主任者は、 特定自動運行主任者は、

第七十五条の二十五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十七条の十二第二項第二号ハに規定する場所その他他の特定自動運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二項 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第三項 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

四 公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができることとする。

(罰則) 第一項については第一百十九条の二の三第三条(号、第一百一十三条)。

(特定自動運行実施者に対する指示)

第七十五条の二十六 公安委員会は、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関してこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるとときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行に關し必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないこと)を含む)を指示することができる。

二 公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法

第二条第一項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聽かなければならぬ。

（罰則 第一項については第一百七十七条の二第二項第六号、第二百二十三条）

（許可の取消し等）

第七十五条の二十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取り消す。

実施者がこれに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

二 特定自動運行実施者が、特定自動運行の許可を取り消すとき、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

一 特定自動運行実施者が、特定自動運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

二 特定自動運行計画が第七十五条の十三第二項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 特定自動運行実施者が第七十五条の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。

前条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。

（許可の効力の仮停止）

はこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反したとき。

2 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えるべきである。

3 仮停止をした警察署長は、速やかに、内閣府令で定める事項を公安委員会に報告しなければならない。

4 仮停止は、前項の規定により報告を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について第七十五条の二十六第一項又は前条第一項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

5 仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項の規定による許可の効力の停止を受けたときは、仮停止をされたいた期間は、当該許可の効力の停止の期間に通算する。

6 第五条の二十九 公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

第五章 道路の使用等

第一節 道路における禁止行為等

(禁止行為)

第七十六条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

2 やるような程度にふらつくこと。

3 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、いやがみ、又は立ちどまつていること。

3 交通のひんばんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

四 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人への規定による妨害とならない。

五 前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両等から物件を投げること。

六 道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまるここと。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(罰則) 第一項及び第二項については第百八十八条第五号、第一百二十三条第三項については第百十九条第二項第七号、第一百二十三条第四項については第百二十条第一項第十号)(道路の使用の許可)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管轄に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならぬ。

一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

2 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

3 第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更による事項の記載を受けなければならない。

4 第三項の規定による許可証を失し、滅失し、汚損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

5 第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、所轄警察署長は、第三項の許可証の様式その他の前条第一項の許可の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

6 第一項の申請書の様式、第三項の許可証の交付を申請することができる。

7 第一項の規定による許可証を失し、滅失し、汚損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

(罰則) 第一項については第百二十二条第一項(道路の使用者との協議)

第七十九条 所轄警察署長は、第七十七条第一項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第三十二条第一項及び当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えないなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

8 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(罰則) 第一項については第百十九条第二項第七号、第一百二十三条第三項及び第四項については第百十九条第二項第八号、第一百二十三条第七項については第百二十条第二項第五号、第一百二十三号(許可の手続)

第七十八条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載する

一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

2 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれがあると認められるとき。

3 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

4 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるとときは、所轄警察署長は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

5 所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更による事項の記載を受けなければならない。

7 第三項の規定による許可証を失し、滅失し、汚損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

8 第一項の申請書の様式、第三項の許可証の交付を申請することができる。

9 第一項の規定による許可証を失し、滅失し、汚損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

10 第一項については第百二十二条第一項(道路の管理者との協議)

第七十九条 所轄警察署長は、第七十七条第一項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第三十二条第一項及び当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えないなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

11 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(罰則) 第一項については第百十九条第二項第七号、第一百二十三条第三項及び第四項については第百十九条第二項第八号、第一百二十三条第七項については第百二十条第二項第五号、第一百二十三号(道路の管理者との特例)

第八十条 道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なうとするときは、当該道路の管理者は、第七十七条第一項の規定にかかるわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

12 前項の協議について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 警察署長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工作物又は物件(以下この節において「工作物等」という。)の除去、移転又は改修、当該違反行為に係る工事又は作業(以下この節において「工

二 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをした者

人を死傷させる行為等の处罚に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第四条までの罪に当たる行為をした者

三 自動車等の運転に関する第百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をした者（前二号のいずれかに該当する者を除く。）

四 自動車等の運転に関する第百十七条第一項又は第二項の違反行為をした者

五 道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるものを作した者

第一項ただし書の規定は、同項第四号に該当する者が第一百一条の二（第一百七条の四の二において準用する場合を含む。第一百八条の二第一項及び第一百八条の三の二において同じ。）の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、適用しない。

二 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許を拒否し、若しくは保留しようとするときは又は第二項の規定により免許を拒否しようとするときは、当該運転免許試験に合格した者に対して、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

三 公安委員会は、免許を与えた後において、当該免許を受けた者が当該免許を受ける前に第一項第四号から第六号までのいずれかに該当していいたことが判明したときは、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。

四 公安委員会は、免許を与えた後において、当該免許を受けた者が当該免許を受ける前に第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その者の免許を取り消すことができる。

五 第三項の規定は第五項の規定による処分について、第四項の規定は第二項の規定による処分について、それぞれ準用する。この場合において

て、第三項中「第一項ただし書」とあるのは、「第五項」と、「同項第四号」とあるのは、「第一項第四号」と、「第四項中「第一項ただし書」とあるのは、「次項」と、「第二項」とあるのは、「第六項」と読み替えるものとする。

8 公安委員会は、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留する場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。

9 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の拒否（同項第三号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。）をし、又は第五項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができる期間を指定するものとする。

10 公安委員会は、第二項の規定により免許の拒否をし、又は第六項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

11 第五項の規定により免許を取り消され、若しくは免許の効力の停止を受けた時又は第六項の規定により免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

12 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の保留（同項第四号から第六号までのいずれかに該当することを理由とするものに限る。）をされ、又は第五項の規定により免許の効力の停止を受けた者が第八条の二第一項第三号に掲げる講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の保留の期間又は効力の停止の期間を短縮することができる。

13 公安委員会は、仮免許の運転免許試験に合格した者が第一項第一号から第二号までのいずれかに該当するときは、同項本文の規定にかかるらず、政令で定める基準に従い、仮免許を与えないことができる。

(大型免許等を受けようとする者の義務)

第九十条の二 次の各号に掲げる種類の免許を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める講習を受けなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

一 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許 第百八条の二第一項第四号及び第八号に掲げる講習

二 大型二輪免許又は普通二輪免許 第百八条の二第一項第五号及び第八号に掲げる講習

三 原付免許 第百八条の二第一項第六号に掲げる講習

四 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許 第百八条の二第一項第七号及び第八号に掲げる講習

2 公安委員会は、前項各号に掲げる種類の免許に係る運転免許試験に合格した者（同項ただし書の政令で定める者を除く。）がそれぞれ同項各号に定める講習を受けていないときは、その者に対し、免許を与えないことができる。
(免許の条件)

第九十一条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要な限りと認めるときは、必要な限度において、免許に、その免許に係る者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(罰則) 第百十九条第一項第二十号
(申請による免許の条件の付与等)

第九十二条の二 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定する条件その他の条件であつて、交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、又はこれを変更することを申請することは、政令で定めるところにより、当該申請に係る。

第三節 免許証等	（免許証の交付）		
	第九十二条の二	第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第七百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。	（免許証の有効期間）
免許証の交付又は更新を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日	（免許証の有効期間）
優良運転者及び一般運転者	七十歳未満	満了日等の後	（免許証の有効期間）
		のその者の五回目の誕生日から起算して	（免許証の有効期間）
		一月を経過する	（免許証の有効期間）

備考	違反運転者等	七十一年以上	満了日等の後	その者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
					満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。	一 1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第一百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者）があつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかの二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に對して前条第一項の規定により交付	備考	違反運転者等	七十一年以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日

この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

された免許証にあつてはこれらの交付された
免許証に係る適性試験を受けた日の直前のそ
の者の誕生日（当該適性試験を受けた日がそ
の者の誕生日である場合にあつては、当該適
性試験を受けた日）の前日、その他の免許証
にあつては当該免許証に係る適性試験を受け
た日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害
その他の政令で定めるやむを得ない理由のた
め第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新
を受けることができなかつた者（その免許が
その結果第二百五条第一項の規定により効力を失
つた日から起算して六月（当該やむを得ない
理由のためその期間内に次の免許を受ける
ことができなかつた者にあつては、当該効力を失
つた日から起算して三年を経過しない場合に限
り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に對して前条

する。
四 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第一百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過する前に次の免許を受けた者に限る。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該効力を失つた免許を受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五 第百三条第一項 又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいづれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に對するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた

び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者更新された免許証にあつては更新前の免許証の有効期間が満了した日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

二　更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三　更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項（次条）
翌日を当該期間の末日とみなす。
(免許証の記載事項)

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項（次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。）を記載するものとする。

一 免許証の番号

二 免許の年月日並びに免許証の交付年月日及び有効期間の末日

三 免許の種類

四 免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

五 免許を受けた者が前条第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者（第二百一条第三項及び第一百一条の二の二第一項において單に「優良運転者」という。）である場合にあつては、その旨

六 公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十一条又は第九十二条の二第二項の規定により、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

七 前二項に規定するもののほか、免許証の様式、免許証に表示すべきものその他免許証について必要な事項は、内閣府令で定める。
(免許証の電磁的方法による記録)

第九十三条の二 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の

規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することができる。（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条 免許を受けた者は、第九十三条第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合については、同条の規定による記録）を受けなければならない。

2 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき、前条の規定による記録を毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定めるときは、その者の住所地（仮免許に係る免許証にあつては、その者の住所地又はその者が現に自動車の運転に関する教習を受けている第十九条第二項の規定による届出をした自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

3 第一項の規定による届出の手続及び前項規定する免許証の再交付の申請の手続は、内閣府令で定める。

（罰則） 第一項については第百二十二条第一項第十号

第三十五条 免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯しないなければならない。

2 免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官から第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。（罰則） 第一項については第百二十二条第一項第十二号、同条第三項 第二項については第百二十一条第一項第十一号

第四節 運転免許試験

（受験資格）

第九十六条 第八十一条第一項各号のいずれかに該当する者は第一種免許の運転免許試験を、同条第一項に規定する者は仮免許の運転免許試験を受けることができない。

2 大型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けた期間（当該免許の効力が停止された期間を除く。）が通算して三年（政令で定める教習を修了したものにあつては一年）以上の者でなければならぬ。

3 中型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けた期間（当該免許の効力が停止された期間を除く。）が通算して二年（政令で定める教習を修了したものにあつては一年）以上の者でなければならぬ。

4 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けた期間（当該免許の効力が停止された期間を除く。）が通算して二年（政令で定める教習を修了した者にあつては、一年）以上の者でなければならぬ。

5 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
一 牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳（政令で定める教習を修了した者（第百四条の二の四第一項又は第二項の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。）にあつては、十九歳）以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、過去三月以内に五日以上、内閣府令で定めるところにより道路において自動車の運転の練習をした者でなければならない。

第六条の二 第九十条第一項ただし書若しくは第二項の規定による免許の拒否、同条第五項若しくは第六項若しくは第三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第七条の第五第一項若しくは第二項の規定は第百七条の第五第一項若しくは第二項に規定するものにあつては二年、政令で定めた経験を有するものにあつては二年、政令で定めた教習を修了したものにあつては一年）以上もの

間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定める経験を有するものにあつては二年、政令で定める教習を修了したものにあつては一年）以上のものと異なる種類の第二種免許を現に受けている者

第三項から第四項まで及び前項各号に規定する免許を現に受けている者は、第九十条第五項、第一百三条第一項若しくは第四項、第一百三条の二第一項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第一百三條第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者及びこれに準ずるものとして政令で定める者を含まないものとする。

第六条の二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、仮免許（大型免許又は大型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型假免許又は準中型假免許）を現に受けている者に該当し、かつ、過去三月以内に五日以上、内閣府令で定めるところにより道路において自動車の運転の練習をした者でなければならない。

第六条の三 第九十条第一項ただし書若しくは第二項の規定による免許の拒否、同条第五項若しくは第六項若しくは第三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第七条の第五第一項若しくは第二項の規定は第百七条の第五第一項若しくは第二項に規定するものにあつては二年、政令で定めた教習を修了した者（第百八条の二第一項第二号から第三号まで若しくは第七号、第一百三十三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の第五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの方の処分を受けた者を除く。第百八条の二第一項第二号において「取消処分者等」という。）で、運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。次項において同じ。）を受けようとするものは、第一号及び第三号、牽引免許の運転免許試験について行う。

第七条 運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号（小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験については第一号及び第三号、牽引免許の運転免許試験については第一号及び第二号）に掲げる事項について行う。

2 前項第二号に掲げる事項について行う大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の運転免許試験は、道路において行うものとする。ただし、道路において行うことが交通妨害となるおそれがあるものとして内閣府令で定める運転免許試験の項目については、この限りでない。

3 第一項第三号に掲げる事項についての運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。）を受けようとするものは、第一号及び第三号、牽引免許の運転免許試験は、第百八条の二十八第四項の規定により国家公安委員会が作成する教則の内容の範囲内で行う。

及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項
二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。）前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならぬ旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項三 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。）前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けていなければならぬ旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項（免許を受けた者に対する報告徴収）
第一百五条 公安委員会は、免許を受けた者が第三百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者又は第三百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証を持する者（本邦に上陸（同条に規定する上陸をいう。）をした日から起算して滞在期間が一年を超えている者を除く。）であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。
前項に規定する場合において、公安委員会は、医師からその診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかについての確認を求められたときは、これに回答するものとする。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による届出をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 公安委員会は、その管轄する都道府県の区域外に居住する者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

(臨時認知機能検査等)

第一百一条の七 公安委員会は、七十五歳以上の者(免許を現に受けている者に限る)が、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三ヶ月前より以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、第一百一条の四第二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査等を受けた場合その他臨時に認知機能検査を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により認知機能検査を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、認知機能検査を行う旨を当該認知機能検査に係る者に書面で通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(認知機能検査等を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者については、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えることとなるまでに、認知機能検査等を受けなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により認知機能検査等を受けた者が、当該認知機能検査等の結果その他の事情を勘案して、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるものとして内閣府令で定める基準に該当するときは、その者に対する講習を行おうものとする。

5 公安委員会は、前項の規定により第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行おうとする

ときは、内閣府令で定めるところにより、同号に掲げる講習を行う旨を当該講習に係る者に書面で通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して二ヶ月を超えることとなるまでに、第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けなければならぬ。

（臨時適性検査等）

第二百二条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査等を受けた者で当該認知機能検査等の結果が認知症のおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検査等を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 この条（第五項を除く。）の規定による適性検査（第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受け、又はこの項から第四項までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出したとき。

二 認知機能検査等を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。

2 公安委員会は、第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に對し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべし旨を命ずるものとする。

一 当該認知機能検査等を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 次項の規定による適性検査を受け、又は同項の規定により診断書を提出することとされているとき。

3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査等を受けた日以後に第一項各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対する公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対する公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第一百一条第一項又は第一百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記載内容、第一百条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。

5 第一項から前項までに定めるもののほか、公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、免許を受けた者について、臨時に適性検査を行うことができる。

6 公安委員会は、第一項から前項までの規定により適性検査を行おうとするときは、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該適性検査に係る者に通知しなければならない。

7 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならぬ。

第一項から第四項までの規定による命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき（第一項前段の規定による命令を受けた者に限る。）は、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じないと認めるとき（第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき（第一項前段の規定による免許を受けた者に限る。）又は同条第六項の規定による命令を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき（第一項前段の規定による免許を受けた者に限る。）は、第一百一十二条（第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第二百二条第一項から第七項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準が従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該認知機能検査等を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことが、たゞ、当該命令に応じないことを受けたときは、その効力を失う。）の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査等を受けたとき、当該講習を受けたとき、当該命令に応じたとき又は当該適性検査を受けたときは、この限りでない。

に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第一百四条の二の三第三項」と、「停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは「停止することができるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第一百四条の二の三第三項又は同条第五項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

第四項の規定は、前項において準用する第一百三十四条の規定により免許の効力を停止した場合について準用する。

第一百四条の二（第五項を除く。）の規定は、公安委員会が第三項の規定又は第五項において準用する第一百三十四条の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとする。（若年運転者期間に係る取消し）

第一百四条の二の四 第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第一百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（自動車等の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為をし、当該行為が同条の政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

第一百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過したこととなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（当該行為が当該基準に該当することとなつた時点において二十歳に達し

り消さなければならない。

4 公安委員会は、前二項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項本文において準用する第百四条の意見の聽取を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める处分移送通知書を送付しなければならない。

5 前項の处分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるとき又は第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若干運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第二項の政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者が受けている特例取得免許（第一項又は第二項に規定する時点において二十歳に達している者にあっては、中型免許を除く。）を取り消さなければならぬ。この場合において、处分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかるわらず、その者の特例取得免許を取り消すことができない。

6 第三百四条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消す場合について準用する。ただし、第一項又は第四項（第一百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときの除外部分に限る。）の規定により特例取得免許を取り消す場合においては、第一百四条第三項の規定は、準用しない。

7 第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)
第三百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。
2 公安委員会がその者の所在が不明であることその他の理由により前項の規定による書面の交付をすることができなかつた場合において、警察官が当該書面の交付を受けていない者の所在を知つたときは、警察官は、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して当該書面の交付を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。
3 警察官は、前項の規定による命令をするときは、内閣府令で定めるところにより、当該命令に係る者に対し、当該命令に係る取消し又は効力の停止に係る免許証の提出を求め、これを保管することができる。この場合において、警察官は、当該命令に係る者に対し、保管証を交付しなければならない。
4 警察官は、第二項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会(その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会)に通知しなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したときは、当該保管した免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。
5 前項の規定による免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止は、前項の規定により免許証を保管したときの期間が満了した場合において、第三項の規定により当該免許証を提出した者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

- 第三項の保管証は、第九十五条の規定の適用については、免許証とみなす。

第三項の保管証の有効期間は、当該保管証を交付した時から、当該保管証の交付を受けた者が第二項の規定により指定された日時（その日時までにその者が同項の規定により指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間とする。

第三項の規定により保管証の交付を受けた者は、当該保管証の有効期間が満了したときは、直ちに当該保管証を警察官に返納しなければならない。

第三項の保管証の記載事項その他同項の保管証に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（申請による取消し）

第四百四条の四 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許の取消しを申請することができる。この場合において、その者は、第八十九条第一項及び第九十条の二第一項の規定にかかわらず、併せて、当該免許が取り消された場合には他の種類の免許（取消しに係る免許の種類ごとに政令で定める種類のものに限る。）を受けたい旨の申出をすることができる。

前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許を取り消すものとする。

前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第百七条第一項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受けたときは、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

前項の規定により与えられる免許は、第二項の規定により取り消された免許を受けた日に受けたものとみなす。

第二項の規定により免許を取り消された者は（第三項の規定により免許を受けた者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二の運転に関する経歴について、第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面（次項及び第六条において「運転経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。

前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書

書を交付するものとする。この場合において、
運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を

等の運転者が自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく处分に違反したとき(内閣府令で定める場合に限る)、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷(内閣府令で定めるもの)

（免許証の返納等）

第一百七条 免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならぬ。い。

免許が取り消されたとき。
免許が失効したとき。

三 免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見し、又は回復したとき。
第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第

第四項又は第一百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第一百四条の四第二項の規定により

免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免

許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとす

3 免許を受けた者は、第九十条第五項、第一百三
る。

条第一項若しくは第四項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用第一五百三条第四項の規定による特許の効力

用する第二百三條第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなけ

4 前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会に提出しなければならない。

委員会又は第一百三條の二第四項若しくは第五項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会

は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合又は当該免許証に係る免許の効

力の停止が解除された場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免

(罰則) 第一項及び第三項については第一百二十一
許証を返還しなければならない。

第七節 国際運転免許証及び外国運転免
チ正並びに國ト重云免チ正

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第一百七条の二 道路交通に関する条約（以下「条約」という。）第二十四条第一項の運転免許証

(第一百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)で条約附属書九若しくは条約附属書十に定

める様式に合致したもの（以下この条において「国際運転免許証」という。）又は自動車等の運

転に関する本邦の域外にある国若しくは地域

第一百七条の七 免許（小型特殊免許、原付免許及び仮免許を除く。）を現に受けている者（第九十条第五項、第一百三条第一項若しくは第四項、第一百三条の二第二項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第一百三条第四項の規定により免許の効力が停止されている者を除く。）は、内閣府令で定める区分に従い、当該免許で運転することができるることとされている自動車等に対応する条約附属書十に規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委員会が発給するもの（以下「国外運転免許証」という。）の交付を受けることができる。

2 国外運転免許証の交付を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に、その者が外国に渡航するものであることを証する書面を添えて、内閣府令で定める様式の交付申請書を提出しなければならない。

3 公安委員会は、前項の申請があつたときは、運転することができる自動車等の種類を指定し、かつ、その旨を記載して当該国外運転免許証を交付するものとする。

4 前三项に規定するもののほか、国外運転免許証の様式その他国外運転免許証の交付について必要な事項は、内閣府令で定める。

（国外運転免許証の有効期間）

第一百七条の八 国外運転免許証の有効期間は、当該国外運転免許証の発給の日から起算して一年とする。

（国外運転免許証の失効）

第一百七条の九 国外運転免許証は、当該国外運転免許証に係る免許が失効し、又は取り消されたときは、その効力を失う。

2 国外運転免許証は、当該国外運転免許証に係る免許の効力が停止されたときは、当該停止の期間、その効力が停止されるものとする。

（国外運転免許証の返納等）

2 国外運転免許証の交付を受けた者は、当該国外運転免許証の効力が停止されたとき（当該國外運転免許証の効力が停止された時に本邦外の地域にあり、かつ、当該国外運転免許証の効力の停止の期間中に本邦に帰国した者については、帰国したときは、すみやかに、当該国外運転免許証をその者の住所地を管轄する公安部委員会に提出しなければならない。）前項の規定により国外運転免許証の提出を受けた公安委員会は、当該国外運転免許証の効力の停止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国外運転免許証を返還しなければならない。

3 前項の規定により国外運転免許証の提出を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により免許関係事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職についた者は、当該委託に係る免許関係事務について知り得た秘密を漏らしてはならない。

罰則 第二項については第百十七条の四第一項第一号）

第六章の二 講習

（講習）

第一百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

- 一 安全運転管理者等に対する講習
- 二 取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習

三 第九十条第一項のただし書の規定による免許の保留、同条第五項若しくは第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は第七百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三

ばならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

国家公安委員会は、前項の認可をした特定情報管理規程が特定情報の適正な管理又は使用を図る上で不適当となつたと認めるときは、分析センターに対し、当該特定情報管理規程を変更すべきことを命ることができる。

3 特定情報管理規程に記載すべき事項は、國家公安委員会規則で定める。

第一百八条の十八 分析センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第百八条の十四第一号から第三号までに掲げる事業に関する限り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則) 第百十七条の五第一項第一号)
(解任命令)

第一百八条の十九 国家公安委員会は、分析センターの役員又は職員が特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定に違反したときは、分析センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。
(事業計画等の提出)

第一百八条の二十 分析センターは、毎事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 分析センターは、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。
(報告及び検査)

第一百八条の二十一 国家公安委員会は、分析センターの事業の運営に關し必要があると認めるときは、分析センターに対し、その事業に關し必要な報告をさせ、又は警察庁の職員に分析センターの事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第一百八条の二十二 国家公安委員会は、この章の規定を施行するため必要な限度において、分析

センサーに対し、その事業に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

ターガこの章の規定に違反したときは、又は第百八条の十七第二項、第百八条の十九若しくは前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(分析センターの運営に対する配慮)

第一百八条の二十四 警察庁及び都道府県警察は、分析センターに対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事業の円滑な運営が図られるよう必要な配慮を加えるものとする。
(国家公安委員会規則への委任)

第一百八条の二十五 第百八条の十三から前条までに規定するもののほか、分析センターに関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進

第一百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるもの促進を図るために、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一 道路を通行する者に対する交通安全教育

二 歩行者の誘導その他の道路を通行する者の通行の安全を確保するための活動

三 適正な交通の方法又は交通事故防止についての広報活動その他の道路における交通の安全と円滑に資するための広報活動

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行についての啓発活動その他の道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 前各号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

六 地域交通安全活動推進委員は、名譽職とする

7 地域交通安全活動推進委員は、名譽職とする

8 地域交通安全活動推進委員は、名譽職とする

における交通事故の発生の状況に關する情報の提供、職員の研修に係る協力その他必要な措置を講ずるものとする。

(公安部員会による交通安全教育)

ターガこの章の規定に適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるため、住民に対する交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 公安委員会は、道路を通行する者に対する交通安全教育に係る学習の機会を通じて、適正な交通の方法及び交通事故防止に関する技能及び知識を自主的に習得する意欲を高めるとともに、その年齢若しくは通行の態様又は業務に関し通行する場合にあつてはその業務の態様に応じたこれらの技能及び知識を段階的かつ体系的に習得することができるように配慮して作成されなければならない。

3 公安委員会は、第一項の規定により交通安全指針を作成しようとする場合には、適正な交通の方法を容易に理解することができるよう努力しなければならない。

4 公安委員会は、第一号の交通安全教育は、交通安全教育指針を作成し、これに該当するときは、これを解説する。

5 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員が次の一いずれかに該当するときは、これを解説することができる。

6 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

7 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

8 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

る障害を防止するため、道路を通行する者が励行することが望ましい事項

(地域交通安全活動推進委員)

ターガこの章の規定によるもののか、自動車の構造その他の自動車及び原動機付自転車の運転に必要な知識

3 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他の自動車及び原動機付自転車の運転に必要な知識

4 地域交通安全活動推進委員は、地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができる。

5 地域交通安全活動推進委員は、地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができる。

6 地域交通安全活動推進委員は、地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができる。

7 地域交通安全活動推進委員は、地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができる。

8 地域交通安全活動推進委員は、地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができる。

								6 前各項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。 (地域交通安全活動推進委員協議会)
								2 第百八条の三十 地域交通安全活動推進委員は、 (1) 地域交通安全活動推進委員が前条第二項の活動を行ふ場合においてその活動の方針を定め、並びに地域交通安全活動推進委員協議会を組織するものとする。 (2) 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員が前条第二項の活動を行ふ場合においてその活動の方針を定め、並びに地域交通安全活動推進委員相互の連絡及び調整を行うことその他地域交通安全活動推進委員が能率的にその任務を遂行するために必要な事項で国家公安委員会規則で定めるものを行う。
								3 地域交通安全活動推進委員の活動に關し必要と認める意見を、公安委員会及び當該地域交通安全活動推進委員協議会に係る区域を管轄する警察署長に申し出ることができる。
								4 前三項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員協議会に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
								(都道府県交通安全活動推進センター)
								第五百八条の三十一 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる。前二項に定める交通の安全と円滑に寄与することができるものを、その申出により、都道府県センターは、當該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行ふものとする。 (1) 道路における交通の安全に関する事項について照会及び相談による交通の安全に関する事項について広報活動を行うこと。 (2) 道路における交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項についての啓発活動を行うこと。 (3) 交通事故に關する相談に応ずること。 (4) 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。
								五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について広報活動を行うこと。(第一号に該当するもの除外)

								六 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと。(第二号に該当するもの除外)
								七 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に關し、道路又は交通の状況について調査すること。
								八 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること。(前号の許可に係るもの除外)。
								九 規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)の用に供する自動車の運転者に対するもの(除く。)を行うこと。
								十 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。

								十一 地域交通安全活動推進委員に対する研修を行うこと。
								十二 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること。
								十三 前各号の事業に附帯する事業
								十四 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。
								十五 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
								十六 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者は、第二項第三号又は第七号から第九号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
								十七 第二項第七号又は第八号に掲げる業務に従事する都道府県センターの役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に從事する職員とみなす。
								十八 都道府県センターは、第二項各号に掲げる事業の遂行に当たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。

								二十 第一項の指定の手続その他の都道府県センターに於ける交通の安全に関する事項についての啓発活動を行うこと。
								二十一 第百八条の三十二 國家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、全国に一を限つて、全国交通安全活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。
								二十二 全国センターは、次に掲げる事業を行つものとする。
								二十三 (運転免許取得者等教育の認定)
								二十四 第百八条の三十二の二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせたための教育(以下「運転免許取得者等教育」という。)を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、國家公安委員会規則で定められた各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。
								二十五 全国センターは、次に掲げる事業を行つものとする。
								二十六 (運転免許取得者等教育の認定)
								二十七 第百八条の三十二の三 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								二十八 第百八条の三十二の四 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								二十九 第百八条の三十二の五 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								三十 第百八条の三十二の六 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								三十一 第百八条の三十二の七 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								三十二 第百八条の三十二の八 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								三十三 第百八条の三十二の九 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								三十四 第百八条の三十二の十 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								三十五 第百八条の三十二の十一 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								三十六 第百八条の三十二の十二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								三十七 第百八条の三十二の十三 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								三十八 第百八条の三十二の十四 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								三十九 第百八条の三十二の十五 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								四十 第百八条の三十二の十六 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								四十一 第百八条の三十二の十七 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								四十二 第百八条の三十二の十八 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								四十三 第百八条の三十二の十九 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								四十四 第百八条の三十二の二十 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								四十五 第百八条の三十二の二十一 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								四十六 第百八条の三十二の二十二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								四十七 第百八条の三十二の二十三 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								四十八 第百八条の三十二の二十四 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								四十九 第百八条の三十二の二十五 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								五十 第百八条の三十二の二十六 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								五十一 第百八条の三十二の二十七 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								五十二 第百八条の三十二の二十八 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								五十三 第百八条の三十二の二十九 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								五十四 第百八条の三十二の三十 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								五十五 第百八条の三十二の三十一 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								五十六 第百八条の三十二の三十二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								五十七 第百八条の三十二の三十三 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								五十八 第百八条の三十二の三十四 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								五十九 第百八条の三十二の三十五 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十 第百八条の三十二の三十六 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ー 第百八条の三十二の三十七 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ニ 第百八条の三十二の三十八 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーー 第百八条の三十二の三十九 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーー 第百八条の三十二の四十 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーー 第百八条の三十二の四十一 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーー 第百八条の三十二の四十二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーー 第百八条の三十二の四十三 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーー 第百八条の三十二の四十四 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーー 第百八条の三十二の四十五 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーー 第百八条の三十二の四十六 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の四十七 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の四十八 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の四十九 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の五十 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の五十一 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の五十二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の五十三 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の五十四 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の五十五 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の五十六 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の五十七 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の五十八 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の五十九 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の六十 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の六十一 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の六十二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の六十三 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の六十四 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の六十五 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の六十六 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の六十七 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の六十八 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の六十九 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の七十 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の七十一 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の七十二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の七十三 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の七十四 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
								六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第百八条の三十二の七十五 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者により行われるものである。
					</td			

4 第九十八条第三項から第五項までの規定は、

第一項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行ふ者について準用する。この場合において、同条第三項中「自動車の運転に関する教習」とあるのは「第一百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育」と、「自動車教習所における教習」とあるのは「運転免許取得者等教育」と、同条第四項中「自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習」とあるのは「第一百八条の三十二の二第一項の運転免許取得者等教育」と読み替えるものとする。

5 公安委員会は、第一項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の認定の申請その他同項の認定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(罰則) 第三項については第一百二十三条の二)

(運転免許取得者等検査の認定)

第一百八条の三十二の三 免許を現に受けている者は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査(以下「運転免許取得者等検査」という)を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 公安委員会が運転免許取得者等検査に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三 当該方法が次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める

口 運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める

ハ イ及びロに掲げるもののほか、加齢に伴つて生ずる身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

2

前条第二項から第六項までの規定は、運転免許取得者等検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「課程」とあるのは「方法」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「第二項から前項まで及び次条第一項」と、「第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(罰則) 第二項については第一百二十三条の二)

(特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育)

第一百八条の三十二の四 特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならぬ。

第七章 雜則

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第一百八条の三十三 道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項(同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十一條第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十二条の二第一項、第九十七条の二第一項第三号イ、第一百条の四第三項、第一百二条の二、第一百二条の三、第一百条の四第三号若しくは第五号、第九十二条の二第一項、第四项第五号、第一百六十二条第二項、第九十条第一項第四号若しくは同項第四号、第一百六十二条第二項、第一百四十二条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第一百六条、第一百七条の五第一

項第二号、第一百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。(使用者に対する通知)

第一百八条の三十四 車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業の業務に關してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

第一百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に關しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官の運転に關する危険の防止その他交通の安全と円滑に資するよう配慮しなければならない。

(罰則) 第二項において同じ。)を行う者は、前項の交

通情報の提供に關する指針に従い正確かつ適切に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に資する

第一項において同じ。)を行う者は、前項の交

通情報の提供に關する指針を作成し、これを公表するものと

する。

4 交通情報を提供する事業(公安委員会及び第二項の規定による委託を受けた者が行うもの並びに道路法による道路の管理者が道路の維持

修繕その他の管理のため行うものを除く。次条第一項において同じ。)を行う者は、前項の交

通情報の提供に關する指針に従い正確かつ適切に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に資する

第一項において同じ。)を行う者は、前項の交

通情報の提供に關する指針を作成し、これを公表するものと

する。

(報の提供に關する事務を委託することができる。

3 国家公安委員会は、交通情報を提供する事業

に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に資する

第一項において同じ。)を行う者は、前項の交

通情報の提供に關する指針を作成し、これを公表するものと

する。

(交通情報の提供)

第一百九条の二 公安委員会は、内閣府令で定める

ところにより、車両の運転者に対し、車両の通

行に必要な情報(以下この条及び次条において「交通情報」という。)を提供するよう努めな

ければならない。

2 公安委員会は、内閣府令で定める者に交通情

報の提供に關する事務を委託することができる。

3 報の提供に關する事務を委託するため、交通情報の提供

に關する指針を作成し、これを公表するものと

する。

(交通情報の提供)

第一百九条の三 交通情報を提供する事業であつて、当該運送事業者、貨物利用運送事業者以外の者であるときは、当該車両等の使用者に對し、当該違反の内容を通知するものとす

る。

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

第一百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に關しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官の運転に關する危険の防止その他交通の安全と円滑に資するよう配慮しなければならない。

(罰則) 第二項において同じ。)を行う者は、前項の交

通情報の提供に關する指針に従い正確かつ適切に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に資する

第一項において同じ。)を行う者は、前項の交

通情報の提供に關する指針を作成し、これを公表するものと

する。

きは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

4 国家公安委員会は、前二項の規定を施行するため必要な限度において、特定交通情報提供事業を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる。

(罰則) 第一項については第百十九条の三第二項第二号、第一百二十三条第四項については第二百九条の三第二項第三号、第一百二十三条)

第一百十条 国家公安委員会は、全国的な幹線道路（高速自動車国道及び政令で定める基準に従い国家公安委員会が指定する自動車専用道路を除く。）における交通の規制の齊一を図るために必要なと認めるときは、政令で定めるところにより、公安委員会に対し、この法律の規定により公安委員会の権限に属する事務のうち、車両等の最高速度その他政令で定める事項に係るものについて指示することができる。

2 国家公安委員会は、高速自動車国道及び前項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、公安委員会に対し、当該道路におけるこの法律の実施に関する事項について指示することができる。

(特定の交通の規制等の手続)

第一百十一条の二 公安委員会は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十一条第一項若しくは第二百二十二条第一項、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十七条第一項又は振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十六条第一項の要請があつた場合その他交通公害が発生したことを知った場合において、必要があると認めるときは、当該交通公害の防止に関する事務を行なうものとする。この場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、当該交通公害に関する資料の提供を求めることができる。

2 公安委員会は、第四条第一項の規定に基づき第八条第一項の道路標識等により自動車の通行を禁止しようとする場合において、その禁止を行なうことにより、広域にわたり道路における交通に著しい影響が及ぶおそれがあるときは、都道府県知事及び関係地方行政機関の長その他の都道府県の長その他の

政令で定める者の意見をきかなければならぬい。

3 公安委員会（第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。）は、第四条第一項の規定に基づいて同じ。）、は、第四条第一項の規定により時間

第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第四項、第五项第五号若しくは第六項、第十七条の二第一項、第二十二条第一項、第二十三条、第三十一条第五項、第四十九条第一項、第六十三条の四第一項第一号又は第六十三条の七第二項の道路標識等（第十七条第六項の道路標識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定めるものに限り、第二十二条第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度を超える最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。）により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路（第二十二条第一項及び第六十三条の四第一項第一号の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。）の管理者の意見を聽かなければならぬ。ただし、第八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後ににおいて、速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならない。

4 公安委員会は、高速自動車国道等について、第四条第一項の規定に基づき、前項本文に規定する道路標識等又は第十七条第五項第四号、第三十条、第四十二条若しくは第七十五条の四の道路標識等により交通の規制を行おうとするときは、前項本文の規定にかかるわらず、当該道路の管理に協議しなければならない。同項ただし書の規定は、当該協議について準用する。

5 公安委員会は、第四条第一項の規定に基づき、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとするときは、その禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見を聴いた上で、期間を定めて行わなければならない。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、当該地方公共団体の意見を聴かなければ当該禁止をすることができるものとし、当

該禁止をしたときは、速やかに当該禁止をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない。

6 公安委員会は、路上駐車場が設けられている道路の部分について、第四条第一項の規定に基づき第四十九条第一項の道路標識等により時間

する駐車場整備地区内において、第四条第一項の規定に基づき第四十九条第一項の道路標識等により時間制限駐車区間を指定しようとする場合において、同法第四条第一項の規定により駐車場整備計画（同条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）が定められてゐるときは、当該計画を定めた市町村の意見を聴かなければならぬ。

7 公安委員会は、駐車場第三条第一項に規定する道路の交通に関する調査（道路の交通に関する調査）

第一百一条 公安委員会は、この法律の規定により行なう道路における交通の規制の適正を図るために、道路における交通量、車両等の通行の経路その他の道路の交通に關し必要な事項の調査をその管理に属する都道府県警察の警察官に行なわせることができる。

2 前項の規定による道路の交通に関する調査をするため特に必要があると認めるときは、当該警察官は、道路を通行する車両等の運転者に対して、当該調査をするため必要な限度において、一時当該車両等を停止することを求め、及び当該車両等の通行の経路について質問することができる。

3 公安委員会は、第一項の規定による調査を行なった場合において、必要があると認めるときは、その道路の管理者又は関係行政庁に対し、意見を付してその調査の結果を通知するものとできる。

4 第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査を受けようとする者 認知機能検査手数料

5 第九十九条の二第四項の規定による技能検定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの 留意手数料

6 第九十九条又は第九十五条の二第二項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの 留意手数料

7 第九十九条の二第四項の規定による技能検定員資格者証の交付を受けようとする者 技能検定員資格者証の交付を受けようとする者 留意手数料

8 第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査を受けようとする者 技能検定員審査手数料

9 第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付を受けようとする者 教習指導員審査手数料

10 第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査を受けようとする者 教習指導員審査手数料

11 第九十九条の七第一項の規定による国外運転免許証交付手数料

12 第百八条の二第二項各号に掲げる講習を受けようとする者 講習手数料

13 初心運転者講習 第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習又は若干年運転者講習を受けようとする者 通知手数料

1 第八十九条第一項の規定による運転免許試験を受けようとする者 運転免許試験手数料

2 第百条の二第一項の規定による再試験を受けようとする者 再試験手数料

3 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする者 免許証交付手数料

4 第九十四条第二項の規定による免許証の交付を受けようとする者 免許証再交付手数料

5 第百一条第一項又は第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者 免許証更新手数料

6 第九十五条の二第一項の規定により運転免許試験を受けようとする者 運転免許試験手数料

7 第九十五条の二第一項の規定による技能検定員資格者証の交付を受けようとする者 技能検定員資格者証交付手数料

8 第九十五条の二第二項の規定による技能検定員資格者証の交付を受けようとする者 技能検定員資格者証交付手数料

9 第九十五条の二第二項の規定による技能検定員資格者証の交付を受けようとする者 技能検定員資格者証交付手数料

10 第九十五条の二第二項の規定による技能検定員資格者証の交付を受けようとする者 技能検定員資格者証交付手数料

11 第九十五条の二第二項の規定による技能検定員資格者証の交付を受けようとする者 国外運転免許証交付手数料

12 第百八条の二第二項各号に掲げる講習を受けようとする者 講習手数料

13 初心運転者講習 第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習又は若干年運転者講習を受けようとする者 通知手数料

一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができるないおそれがある状態をいう。以下同じ。）

二 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が酒に酔った状態で当該車両等を運転した場合に限る。）

三 第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。）

四 次条第一項第八号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

五 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反して、前項第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

六 第七十五条（特定自動運行の許可）第一項第七十五条の十二（特定自動運行の許可）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を含む。）特定自動運行を行つたとき。

四 偽りその他不正の手段により第六十五条の二十八（許可の取消し等）第一項又は第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の許可を受けたとき。

五 第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の規定に違反して特定自動運行計画を変更したとき。

六 第七十五条の二十六（特定自動運行実施者に対する指示）第一項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第一百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 法令の規定による運転の免許を受けている者（第七十七条の二の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができる者とされている者を含む。）でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は国際運転免許証等を所持しないで（第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合又は本邦に上陸をした日から起算して滞在期間が一年を超える場合を含む。）運転した者

二 第六十四条（無免許運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該自動車又是一般原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該自動車又は一般原動機付自転車を運転した場合に限る。）

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（自転車以外の軽車両を除く。次号において同じ。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限る。）

四 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第一項第二号に該当する場合を除く。）

五 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第三項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が酒に酔った状態で車両等を運転した場合に限る。）

六 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（その者が当該同乗した車両の運転者が酒に酔った状態にあることを知りながら同項の規定に違反した場合について、当該運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転したときに限る。）

七 第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（前条第一項第三号の規定に該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。）

八 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものとした者

イ 第十七条（通行区分）第四項の規定の違反となるような行為

ロ 第二十四条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為

ハ 第二十六条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為

二 第二十六条の二（進路の変更の禁止）第一項の規定の違反となるような行為

三 第二十六条の二（進路の変更の禁止）第一項又は二項の規定の違反となるような行為

ホ 第二十八条（追越しの方法）第一項又は二項の規定の違反となるような行為

ヘ 第五十二条（車両等の灯火）第二項の規定に違反する行為

ト 第五十四条（警音器の使用等）第二項の規定に違反する行為

チ 第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

リ 第七十五条の四（最低速度）の規定の違反となるような行為

ヌ 第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為

ヌ 第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項第一号の規定の違反となるような行為

九 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

二 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を除く。）

三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項又は第七十五条の二十八（許可の取消し等）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を除く。）

四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項又は第七十五条の二十八（許可の取消し等）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を除く。）

五 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項又は第七十五条の二十八（許可の取消し等）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を除く。）

六 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項又は第七十五条の二十八（許可の取消し等）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を除く。）

七 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項又は第七十五条の二十八（許可の取消し等）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を除く。）

八 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を除く。）

一 第六十四条（無免許運転等の禁止）第三項の規定に違反した者

二 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第三項の規定に違反して酒類を提供した者（当該酒類の提供を受けた者が身体にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。）

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（自転車以外の軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第百七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。）

四 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第五項の規定に違反した者（当該違反により当該車両又は一般原動機付自転車を運転した場合に限る。）

五 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第六項の規定に違反した者（当該同乗した車両（自転車以外の軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第百七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。）

六 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第七項の規定に違反した者（当該違反により当該車両又は一般原動機付自転車を運転した場合に限る。）

七 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第八項の規定に違反した者（当該違反により当該車両又は一般原動機付自転車を運転した場合に限る。）

八 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第九項の規定に違反した者（当該違反により当該車両又は一般原動機付自転車を運転した場合に限る。）

九 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第十項の規定に違反した者（当該違反により当該車両又は一般原動機付自転車を運転した場合に限る。）

一 第五十五条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項又は第八十八条（免許関係事務の委託）第二項の規定に違反した者

二 第七十七条（運転者の遵守事項）第五号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

三 第八十九条（免許の申請等）第一項、第一百条（免許証の更新及び定期検査）第一項若しくは第一百一条の二（免許証の更新の特例）第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一百条の五（免許を受けた者に対する報告徴収）第一項の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした者

四 第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

五 第百七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 十二 第七十五条の四（最低速度）の規定の違反となるような行行為をした者

十三 第七十五条の十一（故障等の場合の措置）第一項（第七十五条の二十四（特定自動車運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四 第八十七条（仮免許）第三項の規定に違反した者

十五 免許証、国外運転免許証又は国際運転免許証等を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十六 高齢運転者等標章を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十七 第百八条の三の五（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

一 第五十五条（乗車又は積載の方法）第一項若しくは第二項又は第五十九条（自動車の牽引制限）第一項若しくは第二項の規定に違反したとき

二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反したとき（第一百八条第二項第一号及び第一百十九条第二項第一号に該当する場合を除く。）

三 第七十四条の三（安全運転管理者）第五項の規定に違反したとき。

四 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第四項の規定による警察官の命令に従わなかつたとき。

五 第七十七条（道路の使用の許可）第七項の規定に違反したとき。

六 第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第七十五条の二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わぬ、又は第七条（信号機の信号等に従う義務）若しくは第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反した者（第一百十九条第一項第一号及び第二号並びに次号に該当する者を除く。）

二 第四条(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従はず、又は第七条(信号機の信号等に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定の違反となるような行為をした者(当該行為が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して行われた場合に限る。)

三 第八条(通行の禁止等)第五項の規定により警察署長が付した条件に違反した者

四 第十一条(行列等の通行)第一項の規定に違反した者(行列にあつては、その指揮者)

五 第十二条(行列等の通行)第二項後段の規定に違反し、又は同条第三項の規定による警察官の命令に従わなかつた行列の指揮者

六 第十四条の四(移動用小型車等を通行させる者の義務)の規定に違反した者

七 第十五条(通行方法の指示)又は第六十三条の八(自転車の通行方法の指示)の規定による警察官等の指示に従わなかつた者

八 第十七条の二(特例特定小型原動機付自転車の歩道通行)第二項、第十七条の三(特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行)第二項、第十九条(軽車両の並進の禁止)、第二项、第二十一条(軌道敷内の通行)第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条(道路外に出る場合の方法)第一項若しくは第二項、第三十四条(左折又は右折)第一項から第五項まで、第三十五条の二(環状交差点における左折等)、第六十三条の三(自転車道の通行区分)、第六十三条の四(普通自転車の歩道通行)第二項又は第七十五条の七(本線車道の出入りの方法)の規定の違反となるような行為をした者

九 第五十四条(警音器の使用等)第二項又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項の規定に違反した者

十 第四十五条の二(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)第四項、第五十一条の四(放置違反金)第二項、第六十三条(車両の検査等)第七項、第七十五条(自動車の使用者の義務等)第十一項(第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第三項において準用する場合を含む)、第七十八条(許可の手続)第四項、第九十四条(免許証の記載事項の変更届出等)第一項、第三百三条の二(免

十一 第七十二条の五（初心運転者標識等の表示義務）第一項から第三項まで又は第七十二条の六（初心運転者標識等の表示義務）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十二 第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第一項又は第一百七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）前段の規定に違反した者

十三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定めに違反したとき。

二 第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反したとき。

三 第六十三条の一（運行記録計による記録等）第一項（第七十五条の二十四（特定自動車運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定に違反したとき。

過失により第一項第十一号又は第十二号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第一百二十二条 削除

第一百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百七十三条第三項、第二百七十四条、第二百八十二条第二項、第二百八十三条第二項、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百八十六条、第二百八十七条の二第二項、第二百八十八条第二項、第二百八十九条の二から第二百八十九条の二の三まで、第二百八十九条の二の四第二項、第二百八十九条の三第二項、第二百八十七条の四第二項、第二百八十七条の五第二項、第二百八十八条第二項、第二百八十九条第二項、第二百八十九条の二から第二百八十九条の二の三まで、第二百八十九条の二の四第二項、第二百八十九条の三第二項、第二百八十七条の四第二項又は第二百二十二条第二項、第二百八十八条第二項又は第二百二十二条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第一百二十三条の二 第百八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）第三項（第百八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第一百二十四条 この章の規定の適用については、この法律の規定中公安委員会とあるのは、第百四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含むものとする。

第九章 反則行為に関する処理手続の特例

第一節 通則

（通則）

第一条 通則

一 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第百十七条の二第一項第三号に規定する状態又は身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転している者

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた者において「反則金」とは、反則者がこの章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表第二に定める金額の範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

三 当該反則行為をし、よつて交通事故を起した者

3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表第二に定める金額の範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

許若しくは運転許可の取消し若しくは停止その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会がした処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

第八条 新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により公安委員会に対してされている運転免許の申請（十八歳未満の者がした小型自動四輪車免許に係る申請を除く。以下この条において同じ。）、届出その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により公安委員会に対してされた手続とみなす。この場合において、運転免許の申請、運転免許証若しくは運転許可証の再交付の申請又は運転免許証若しくは運転許可証の記載事項の変更に係る届出を受理した公安委員会が当該手続をした者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、新法の施行後のみやかに当該手続に係る書類をその者の住所地を管轄する公安委員会に引き継がなければならぬ。

第九条 新法の施行の際、旧法第九条第六項（第九条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続については、これを新法第百四条の規定により公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続とみなし、当該聴聞又は聴聞の手続をした公安委員会は、当該聴聞に係る事案について新法第百三十二条の規定による処分をることができる。この場合において、当該処分をした公安委員会が当該処分に係る者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、すみやかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第十条 新法第九十条第一項及び第一百三条第二項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、自動車及び原動機付自転車の運転に関する旧法若しくは旧令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反した者は、新法の相当規定により警察署長がした処分とみなし、当該許可に係る許可証は、新法の相当規定による許

第十二条 新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により警察署長に対してされている許可の申請その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により警察署長に対してされた手続とみなす。

第十四条 新法の施行前にした行為に対する罰則は、期間が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

(交通安全対策特別交付金)の適用については、なお従前の例による。

第十六条 国は、当分の間、交通安全対策の一環として、道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものに充てるため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、交通安全対策特別交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

交付金の額は、第二百二十八条第一項（第二百三十一条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により納付された反則金（第二百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものと含む。以下この条及び附則第十八条第一項において「反則金等」という。）に係る収入額に相当する金額に当該全額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額（次項第一号及び附則第十八条第一項において「反則金收入相当額等」という。）から次の各号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

一 第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

二 第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用（次項第二号口及び附則第十九条において「通告書送付費」という。）に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（以下「通告書送付費支出金相当額」という。）

三 過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

一 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金收入相当額等からいかずして交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない額を加算した額とする。

<p>第十九条 交付金の額は、当該都道府県及び市町村の区域における交通事故の発生件数、人口の集中度その他の事情を考慮して政令で定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(交付の時期)</p> <p>交付の時期ごとに交付すべき額</p>	<p>第十八条 交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。</p>	<p>第十七条 都道府県及び市町村ごとの交付金の額は、当該都道府県及び市町村の区域における交通事故の発生件数、人口の集中度その他の事情を考慮して政令で定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(交付の時期及び交付時期ごとの交付額)</p>	<p>二 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る反則金等の返還金に相当する額</p> <p>八 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額</p> <p>ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る反則金等の返還金に相当する額</p> <p>イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る反則金等の収入見込額に当該額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する額を加えた額からハまでに掲げる額の合算額を控除した額</p> <p>イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金の見込額</p> <p>ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額</p> <p>ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額の返還金に相当する額</p>
<p>月 九</p> <p>期 時 付 交</p>			

月三	当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。）を基礎として政令で定める額
2	前項に規定する各交付時期ごとに交付することができるなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額を超えて交付した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。 (通告書送付費支出金の支出)
3	第十九条 附則第十六条から第十八条までの規定による交付金に関する事務は総務大臣が、前条の規定による通告書送付費支出金に関する事務は内閣総理大臣が行うものとされる事務は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。 (地方財政審議会の意見の聴取)
4	第二十一条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならぬ。 一 附則第十七条の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。 二 都道府県及び市町村に対して交付すべき交付金を交付しようとするとき。 (高齢運転者標識表示義務に関する当面の措置) 第二十二条 第七十二条の五第三項の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同条第四項中「七十歳以上七十五歳未満」とあるのは、「七十歳以上」とする。

で、大型免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して二年に達するものは、同条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十五条第五項の規定の適用については、これらの自動車の運転の経験の期間が通算して三年に達しているものとみなす。

3 第一条の規定の施行の際現に大型免許を受けている者及び大型免許の運転免許試験に合格して大型免許を受けていない者に係る大型自動車の運転及び大型免許については、新法第八十五条第六項及び第八十八条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第一百三条の二第一項の規定は、第一条の規定の施行前に交通事故を起こした者で当該交通事故に関し同項各号に該当することとなつたものについては、適用しない。

5 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第二条の規定による改正後の道路交通法第九章及び別表の規定は、同条の規定の施行前にした行為については、適用しない。

7 第三条の規定の施行前にした軽自動車に係る反則行為は、同条の規定による改正後の道路交通法第九章及び別表の規定の適用については、普通自動車に係る反則行為とみなす。

附 則（昭和四五年五月一一日法律第八

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこ

2 この法律の施行前に改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第五十二条第二項の規定により行なつた措置に要した費用については、改訂後の道路交通法（以下「新法」という。）第五十一条第七項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に旧法第九十条第一項ただし書の規定による運転免許（以下「免許」という。）の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第一百三條第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準に該当したことの理由とするこれらの处分を受けた後に免許を与えない期間については、新法第八十八条第一項第五号及び第六号、第九十条第四項並びに第一百三第六項の規定にかかるわざ、なお従前の例による。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

2 もので、附則第十一条の規定による改正前の
同法附則第二条第四項に規定する審査に合格
しなかつた者に係るもの 普通自動二輪車
免許

それ以外の旧法二輪免許に係る運転免許試験に合格した者については大型自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

一 第十四条の改正規定、第七十一条の改正規定、第七十七条の五の改正規定、第七十五条の八の次に一条を加える改正規定、第七十五条の九の改正規定、第八十五条第三項の改正規定、第九十九条の二の改正規定、第一百十九条第一項第九号の二の改正規定、第一百二十条第一項第三号の改正規定及び第一百二十二条第一項第二号の三の文を規定するに付随する規定

という。) 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準に該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例に

第三条 旧法第九十九条の規定により旧法二輪免
輪免許を受けた日に受けたものとする。

に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「大型一輪免許及び牽引免許にあつて

項第九号の三の改正規定並びに附目第六条及び第七条の規定この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で

2 施行日前にした行為については、改正後の道路交通法（次項及び次条を除き、以下「新法」）による。

許について付された自動車等の運転に係る限定又は条件でこの法律の施行の際現にその効力を有するもの（前条第一項第二号に規定する限定であつて、新法第三条の規定による大型自動二輪車と普通自動二輪車との区分に係るものを除く。）は、新法第九十一条の規定により大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に付された自動車等の運転に係る限定又は条件と

第八条 この法律の施行の際現に附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされるる旧法二輪免許を受けている者に関する新法第百条の「第一項の規定の適用については、同項の中〔以下「免許自動車等」という。〕」であるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十八年三月三十日法律第十一号)」とあるのは、「及び牽引免許においては十八歳に」とあるのは、「及び牽引免許においては十八歳に、大型二輪免許」とする。

二 定める日
　　(一) 目次の改正規定（「第二百二条」を改める部分に限る。）、第六十四条の改正規定、第七十五条第一項の改正規定、第八十八条第一項第五号の改正規定、第九十条の改正規定（同条第一項ただし書を改める部分、同条第四項の改正規定中「三年をこえない」を改める部分）及び第三項の改正規定中「自動車等の運転に關係する事項」の書きかえによる

という。) 第九十一条第一項第二号及び第三号、同条第四項(同条第一項第二号及び第三号に係る部分に限る)、新法第百三条第二項第三号及び第四号、同条第四項(同条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る)並びに新法第百六条の二第二項(新法第百三条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。

2 前条第一項の規定により普通自動二輪車免許とみなされる同項第三号に掲げる運転免許は、新法第九十一条の規定により運転することがで、
（昭和四十年改正法第一条の規定による改正前）の道路交通法第三条第二項の第二種原動機付自転車をいう。）に相当するものに限る旨の限定
が付されているものとみなす。

成七年法律第七十四号。以下二の項において「改正法」という。附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる免許については、大型自動二輪車及び普通自動二輪車。以下「免許自動車等」という。」とし、同項規定二号中「政令で定めるものを含み」とあるのは、「政令で定めるものを含み、かつ、改正法附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる免許については同項の規定により普通自動二輪車免許とみなされる免許を含み」とする。

二輪免許の申請は、当該旧法二輪免許により運転することができる旧法自動二輪車を普通自動二輪車に相当するものに限定してされたものについては普通自動二輪車免許の申請と、それ以外のものについては大型自動二輪車免許の申請とみなす。

(罰則等に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第十条 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いについては、なお従前の例による。

附則
（平成八年五月九日法律第三二
抄号）

号附則抄(平成八年五月九日法律第三一)

第六条 この法律の施行の際現に旧法二輪免許に許の区分に応じ、それぞれ、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則
(施行期日)

附則第三条の規定 この法律の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において

することができる旧法自動二輪車を普通自動二輪車に相当するものに限定して行われた当該運転免許試験に合格した者については普通自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者と、

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

（免許等に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の道路交通法（以下「旧法」）

て適用する。

附 則 (平成一三年六月二〇日法律第五)

(一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十五条に一項を加える改正規定、第八十六条に二項を加える改正規定、第八十七条第四項の次に一項を加える改正規定及び第七条の二の改正規定(「又は」を「若しくは」に改め、「運転する場合」の下に「、又は代行運転普通自動車を運転する場合」を加える部分に限る。)は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(免許等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第九十二条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

前項に規定する免許証のうち改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第一百一条第一項の規定による更新期間の初日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後となるものの有効期間の末日は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日(その日が当該免許証に係る免許を受けている者の誕生日)から起算して一日を経過する日(その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日)とする。

この法律の施行の際現に交付されている免許証で当該免許証に係る旧法第一百一条第一項の規定による更新期間の初日が施行日前であるもの(以下「特定免許証」という。)について施行日以後にされた更新に係る免許証(次項において「特定更新免許証」という。)の有効期間については、新法第九十二条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

特定更新免許証の有効期間の末日は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日(その生日)から起算して一月を経過する日(その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日)とする。

4 特定更新免許証の有効期間の末日は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日(その生日)から起算して一月を経過する日(その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日)とする。

第二条 この法律の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第九十二条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

前項に規定する免許証のうち改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第一百一条第一項の規定による更新期間の初日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後となるもの(以下「新法第一百一条の三及び第一百八条の二第一項第十一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。)

8 新法第一百一条の四の規定は、更新期間が満了する日(新法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあっては、当該申請をする日とする。)が施行日から起算して三月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

第三条 この法律の施行の際現に大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許試験に合格している者については、新法第九十条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定により大

型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格(旧法第九十六条第一項に係るものを除く)及びその者に対しても新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う当該免許の運転免許試験の方法については、新法第九十六条の二及び第九十七条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第四条 旧法第九十七条の二第一項第二号に規定する特定失効者に該当する者であつてその運転免許試験を受けることができなかつた事情がこの法律の公布の日前に生じたものに対する新法第九十七条の二第一項第三号の規定の適用については、同号中「当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情」とあるのは、「当該事情」とする。

5 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする場合における新法第一百一条第一項に規定する更新期間の初日は、同項の規定にかかるわらず、旧法第一百一条第一項に規定する更新期間の初日とする。

第六条 施行日前にした行為に係る免許を受けた者(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。)に對する警察署長による免許の効力の停止(自動車等の運転の禁止を含む。)については、新法第一百三条の二第一項(新法第一百七条の五第九項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際現に国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者に対する新法第一百七条の二の規定の適用については、同条中「出国し」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十一号)の施行の日以後に出国し」とする。

(特定交通情報提供事業の届出に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に新法第九条の三第一項の特定交通情報提供事業に該当する事業を行っている者の当該事業に対する同項の規定の適用については、同項中「内閣府令」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十一号)の施行の日から起算して三月を経過する日までに、内閣府令」とする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第三十九条 この法律に規定するものほか、公社及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七十三条号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一九日法律第七十七条号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中附則第十六条第二項の改正規定、附則第十九条及び第二十条を削る改正規定、附則第二十一条を附則第十九条とする改正規定並びに附則第二十二条の改正規定、同条を附則第二十条とする改正規定、附則第二十三条第三号を削る改正規定並びに同条を附則第二十二条並びに附則第二十二条の改正規定並びに附則第三条及び第二十五条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第四条及び第十九条の規定

2 しくは第六項若しくは第七十三条第一項、第二項
若しくは第四項又は第七十七条の五第一項若しく
は第二項若しくは同条第九項において準用する
同法第三百三十条第四項の規定による運転免許の拒
否、保留取消し若しくは効力の停止又は自動
車等の運転の禁止については、なお従前の例に
よる。

この法律の施行前に道路交通法第八十四条第
一項に規定する自動車等の運転に關し附則第二
条の規定による改正前の刑法第二百八条の二又
は第二百十一条第二項（附則第十四条の規定に
よりなお従前の例によることとされる場合における
これららの規定を含む。）の罪を犯した者
(附則第七条の規定による改正後の刑法の一部
を改正する法律附則第五条に規定する者を除
く。)に対する附則第六条の規定による改正後
の道路交通法第九十九条の二第四項第二号ニ及
び第二百八条の四第三項第三号の規定の適用につ
いては、これらの規定中「第六条まで」とある
のは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規
定による改正前の刑法第二百八条の二若しくは
第二百十一条第二項（自動車の運転により人を
死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十
四条の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこれららの規定を含む。」とす
る。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴え提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政の裁決、決定そ

2
の他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと申む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年一月一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年六月一七日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、百三十三条の二第一項の改正規定並びに附則第十条及び第十四条から第十六条までの規定は、公布の日から施行する。
(免許等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の道路交通法(以下「旧法」という)第八十四条第三項の中型自動車免許(以下「旧法中型免許」という)、同項の普通自動車免許(以下「旧法普通免許」という)、同条第四項の中型自動車第二種免許

(以下「旧法中型第二種免許」という。)、同項の普通自動車第二種免許(以下「旧法普通第二種免許」という。)、同条第五項の中型自動車仮免許(以下「旧法中型仮免許」という。)及び同項の普通自動車仮免許(以下「旧法普通仮免許」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるこの法律による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第八十四条第三項の中型自動車免許(以下「中型免許」という。)、同項の準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)、同項の普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、同条第四項の中型自動車第一種免許(以下「中型第一種免許」という。)、同項の普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。)、同条第五項の中型自動車仮免許(以下「旧法普通自動車」)という。)に相当するものに限定されている準中型免許

一 旧法中型免許 中型免許

二 旧法普通免許で、次号に掲げるもの以外のもの 新法第九十一条の規定により、運転することができる新法第三条の準中型自動車(第五号において「準中型自動車」という。)が旧法第三条の普通自動車(以下「旧法普通自動車」という。)に相当するものに限定されている準中型免許

三 旧法普通免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができる旧法普通自動車が新法第三条の普通自動車(第六号において「普通自動車」という。)に相当するものに限定されているもの 普通免許

四 旧法中型第二種免許 中型第二種免許

五 旧法普通第二種免許で、次号に掲げるもの以外のもの 新法第九十一条の規定により、運転することができる新法第三条の中型自動車がなく、かつ、運転することができる準中型自動車が旧法普通自動車に相当するものに限定されている中型第二種免許

六 旧法普通第二種免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができる旧法普通自動車が普通自動車に相当するものに限定されているもの 普通第二種免許

七 旧法中型免許 中型免許

八 旧法普通仮免許 普通仮免許

第三条 この法律の施行の際現にされている次の各号に掲げる運転免許の申請は、それぞれ当該各号に定める運転免許の申請とみなす。

二　旧法中型免許　中型免許
三　旧法中型第二種免許　中型第一種免許
四　旧法普通第二種免許　普通第二種免許
五　旧法中型仮免許　中型仮免許
六　旧法普通仮免許　普通仮免許

前二条に規定するものほか、旧法の規定により旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許、旧法普通仮免許についてした処分、仮免許又は旧法普通仮免許についてした処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により附則第一条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許についてした処分、手続その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第一種免許　旧法普通第二種免許、旧法中型仮免許又は旧法普通仮免許に係る運転免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者は、附則第二条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

前条の規定により附則第二条第五号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者は、新法第九十条の二の規定の適用については、普通第二種免許を受けようとする者とみなす。

附則第二条の規定により準中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者（次項に規定する者を除く。）に対する新法第七十一条の四、第七十七条の五第一項及び第一百条の二第一項の規定の適用については、新法第七十一条第五号の四中「第七十七条の五第一項」とあるのは「第七十七条の五第一項」と、新法第七十七条の五第一項に「に準中型自動車免許」とあるのは「に道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第10号）による改正前の道路交通法（以下この項及び第一百条の二第一項において「旧法」という。）の規定による普通自動車免許」と、「及び同項の普通自動車免許を現に受けており、かつ、現に受けている準中型自動車免許を受けた日前に当該普通自

自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上である者を除く」とあるのは「を除く」と、「準中型自動車の」とあるのは「旧法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「準中型自動車を」とあるのは「当該自動車を」と、「新法第百一条の二第一項中「いう。」に当該免許に係る免許自動車等」とあるのは「いう。」に当該免許に係る免許自動車等（準中型免許にあつては、旧法の規定による普通自動車に相当する自動車。以下同じ。）と、同項第二号中「当該免許と同一の種類の免許」とあるのは「旧法の規定による普通免許」とする。

(う。)以後にされた同項に規定する政令で定める行為(次条に規定する者が旧法第二百二条第一項に規定する政令で定める行為をして次条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該行為を除く。)について適用する。

(臨時適性検査に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧法第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査(施行日前の直近において受けたものに限る。)を受けた者(旧法第二百二条第一項に規定する基準該当者である者に限る。)に対する当該認知機能検査に係る臨時適性検査については、なお従前の例による。(免許の効力の仮停止等に関する経過措置)

第十条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に係る免許を受けた者(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。)に対する警察署長による免許の効力の停止(自動車等の運転の禁止を含む。)については、新法第三百三十三条の二第一項(新法第七十七条の五第十項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。(罰則等に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に係る反則行為の取扱いについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。附 則 (平成二七年九月三〇日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号) 抄
(施行期日)

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条における「同じ」の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。）

附 則（令和元年五月二四日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和元年六月五日法律第二〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第一条並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（免許の効力の仮停止等に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に係る免許を受けた者（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。）に対する警察署長による免許の効力の停止（自動車等の運転の禁止を含む。）については、第一条の規定による改正後の道路交通法（以下この条及び次条において「新法」という。）第一百三十二条の二第一項（新法第七百七条の五第十項において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、なお従前の例による。（運転経歴証明書の交付の申請に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路交通法第一百四条の四第二項の規定により免許を取り消した公安委員会に対してされている同条第五項

二 第一条並びに附則第六条、第十二条及び第十
五条の規定 公布の日から起算して六月を
超えない範囲内において政令で定める日
三 第三条並びに附則第四条 第十二条(土砂
等を運搬する大型自動車による交通事故の防
止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律
第一百三十一号)第七条第一項第二号の改正規
定(「第一百八条第一項第三号」を「第二百十
八条第一項第五号」に改める部分に限る。)に
限る。)及び第十四条の規定 公布の日か
ら起算して二年を超えない範囲内において政
令で定める日

四 第四条並びに附則第五条 第十条及び第十
三条の規定 公布の日から起算して三年を超
えない範囲内において政令で定める日

(調整規定)

第二条 道路運送車両法の一部を改正する法律
(令和元年法律第十四号)附則第一条第六号に
掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日後
となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日
の前日までの間における第二条の規定による改
正後の道路交通法第七十五条の十二第三項の規
定の適用については、同項中「自動車検査証記
録事項」とあるのは、「自動車検査証」と、「第
五十九条第二項」とあるのは、「第六十条第一
項」と、「が記載された書面」とあるのは、「の
写し」とする。

(免許の拒否等に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規
定については、当該規定)の施行前にした行為
を理由とする免許の拒否、保留、取消し若しく
は効力の停止又は自動車等の運転の禁止につい
ては、なお従前の例による。

(特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命
令に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の道路交通法
第一百八条の三の五第一項の規定は、附則第一条
第三号に掲げる規定の施行の日以後に特定小型
原動機付自転車の運転に関し同項に規定する特
定小型原動機付自転車危険行為を反復してした
者について適用する。

(罰則等に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第二号及び第三号
に掲げる規定については、当該各規定)の施行
前にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

第七条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規
定については、当該規定)の施行においては、
次条において同じ。)

の施行前にした行為に係る放置違反金の取扱い
に関しては、なお従前の例による。

第九条 附則第三条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行前にした行為に対する反
則行為の取扱いについては、なお従前の例によ
る。

(政令への委任)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する反
則行為の取扱いに関する経過措置を含む。は、政令で定
めること。

第九条 附則(令和四年六月一七日法律第六八
(施行期日)号)抄

第六条 この法律の施行前にした行為に対する反
則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行前にした行為に対する経過措置を含む。は、政令で定
めること。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する反
則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行前にした行為に対する経過措置を含む。は、政令で定
めること。

第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十
一条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日
から起算して三年を超えない範囲内において
政令で定める日

規定期に違反して駐車している

車及び

重被牽引車

のもの

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月八日法律第一九
(施行期日)号)抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施
行する。

二 第二条第一項の改正規定、第七十一条第五
号の五の改正規定、第一百七十七条の二の二第一
項第三号の改正規定、第一百七十七条の三の二の
改正規定及び第一百八条第一項第四号の改正
規定 公布の日から起算して六月を超えない
範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三
(施行期日)号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

二 第二条第一項の改正規定、第七十一条第五
号の五の改正規定、第一百七十七条の二の二第一
項第三号の改正規定、第一百七十七条の三の二の
改正規定及び第一百八条第一項第四号の改正
規定 公布の日から起算して二年を超えない
範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三
(施行期日)号)抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施
行する。

二 第二条第一項の改正規定、第七十一条第五
号の五の改正規定、第一百七十七条の二の二第一
項第三号の改正規定、第一百七十七条の三の二の
改正規定及び第一百八条第一項第四号の改正
規定 公布の日から起算して二年を超えない
範囲内において政令で定める日

附 則 (令和六年五月二四日法律第三四
(施行期日)号)抄

第一条 この法律は、令和六年五月二四日から施
行する。

二 第二条第一項の改正規定、第七十一条第五
号の五の改正規定、第一百七十七条の二の二第一
項第三号の改正規定、第一百七十七条の三の二の
改正規定及び第一百八条第一項第四号の改正
規定 公布の日から起算して二年を超えない
範囲内において政令で定める日

別表第一(第五十一条の四関係)		放置車両の態様の区分	
		類	放 置 車 両 の 種
大	自	大	放 置 車 両 の 種
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	动	類
自	动	中	類
动	型	动	類
特	型	中	類
殊	自	动	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	中	類
自	动	动	類
动	型	中	類
特	型	动	類
殊	自	中	類
大	自	中</	

備考 放置違反金の限度額は、この表の上欄に掲げる放置車両の態様の区分及びこの表の中欄に掲げる放置車両の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

別表第二（第一百二十五条、第一百三十条の二関係）
反則行為の区分

第一百十八条第一項第四号の罪 に当たる行為	車等 特殊自動車 普通自動車 大型自動車										
円万三	円万四	円万五	円万三	円万四				円万五	額度限の金則反		

第一百十九条の三第一項又は第三項の罪に当たる行為	車等 普通自動車 大型自動車	車等 特殊自動車 普通自動車 大型自動車	車等 普通自動車 大型自動車								
円万二	円千五万二	円千五万一	円千五万二	円千五万三	円万一	円千五万一	円万二	円万三	円万四	円万五	

備考 反則金の限度額は、この表の上欄に掲げる反則行為の区分及びこの表の中欄に掲げる反則行為の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。	車等 特殊自動車 普通自動車 大型自動車										
円千四	円千六	円千八	円千六	円千八	円千八	円万一	円千二万一				